

神奈川県町村会からの「平成25年度県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

平成25年3月

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 防災対策の充実強化	1
2 地方分権の一層の推進	8
3 廃棄物処理対策の推進	11
4 森林等水源環境の保全	13
5 福祉・医療施策の充実	16
6 都市基盤等の整備促進	21
7 防犯対策の強化	25

II 共通要望

1 町村財政基盤の整備	27
2 地域情報化施策の推進	33
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	34
4 福祉施策の充実	42
5 保健医療・衛生対策の充実	48
6 都市基盤整備の推進	52
7 教育振興対策の推進	53

III その他地域要望

1 三浦半島地域	57
2 湘南地域	58
3 足柄上地域	62
4 足柄下地域	67
5 厚木・愛甲地域	71
6 水源地域	73

I 重点要望

1 防災対策の充実強化

(要望事項)

昨年の東日本大震災は、未曾有の歴史的災害であり、天災に原子力災害が加わった大規模総合災害として、県内全域にわたる社会経済活動にも深刻かつ長期的な影響を与えています。

地域住民の生活基盤を数多の災害から守るために防災・減災対策は、喫緊、火急の要請であります。

つきましては、県は、次の事項について引き続き積極的な支援措置を講ずるよう強く要望します。

(1) 原子力災害対策の一層の強化

ア 緊急事態の早期収束と情報公開の申し入れ

県は、国に対し、住民の不安払拭のために一刻も早い事態の収束と、一層の情報公開を進めよう申し入れすること。

<措置状況> (安全防災局)

福島第一原子力発電所事故の早期収束等については、関東地方知事会、全国知事会として国に要望しています。具体には、一刻も早く事態の収束を図ることや原子力事故に関する情報について積極的に開示すること、風評被害対策等について申し入れています。

(要望事項)

イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壤等のきめ細かい放射能測定や監視について、県が広域的に実施すること。

<措置状況> (安全防災局、保健福祉局)

県では、平成24年3月末に空間放射線量を測定するモニタリングポスト5基を県内に偏りなく設置するとともに、放射能濃度を測定するゲルマニウム半導体検出器を1台追加整備し、放射能調査体制の強化を図ったところです。こうした機器の整備により、平成24年4月からは、県内6か所に設置しているモニタリングポストによる、県全体の空間放射線量を監視し、10分毎の測定値をホームページで情報提供しています。

(要望事項)

ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグランドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

<措置状況> (安全防災局・保健福祉局・教育局)

原子力災害対策は国の責任において対応すべきことであり、補助制度についても同様と考えております。このことから、県では、「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」等において放射線量・放射性物質に対する監視体制の整備・拡充に係る財政措置など、放射能対策に対する安全対策の推進について、国に提案しております。

なお、県では、国の補助事業を活用して放射線測定器を購入し、現在、希望する市町村立学校、保育所、県特別支援学校等の給食用食材の放射性物質の測定を行っており、平成25年度についても引き続き事業を実施する予定です。

また、保育所における給食の放射能検査についても、安心こども基金により検査費用、検査機器購入費用に対する支援を実施しています。

(要望事項)

エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、あわせて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

<措置状況> (環境農政局、保健福祉局)

省内農畜産物の放射性物質検査については、市町村と農業団体の要望を踏まえて策定した「平成24年度省内農産物の放射性物質検査の実施について」等に基づき、国の協力を得て計画的に実施しております。検査結果については、県ホームページ等において速やかに公表し、周知を図っております。

生産者が導入する測定機器の助成については、国の動きを注視し、要望に沿った事業がある場合は随時広報してまいります。

また、食品中の放射性物質に関する検査体制を強化するため、平成24年3月末に衛生研究所に放射能濃度測定器を1台追加整備するなど充実させたところです。

(要望事項)

オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や省内観光地の風評被害に対し、適切な対応と防止策を講ずること。

また、出荷自粛や風評被害に対しての補償、生産・経営支援についても早急に対策を講ずること。

<措置状況> (環境農政局、商工労働局)

農畜産物の放射性物質検査については、市町村と農業団体の要望を踏まえて策定した「平成24年度省内農産物の放射性物質検査の実施について」等に基づき、国の協力を得て計画的に実施しております。風評被害対策としては、検査の結果を県のホームページ等で速やかに公表し、周知を図っております。

引き続き、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会」(事務局・神奈川県農業協同組合中央会)と連携して、請求や交渉が円滑に進むよう取り組んでまいります。

また、「原子力損害賠償紛争審査会」の中間指針にある風評被害の範囲の早期見直しを、関東地方知事会を通じて国に要望するとともに、東京電力との意見交換会など機会を捉えて損害賠償の適切な対応などを働きかけております。

また、神奈川県は多彩な観光魅力に満ちており、こうした観光資源をアピールすることにより、省内観光地が元気であることを情報発信し、風評被害の防止に取り組んでおります。

具体的には、県のアンテナショップでの県産品のPRや、神奈川集中観光キャンペーンにおける魅力発信、民間企業によるタイアップ商品販売などを実施いたしました。

(要望事項)

カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実で早急な補償が行われるよう、県としてしっかりと申し入れること。

<措置状況> (安全防災局)

県では、原子力損害の判定等に関する中間指針で示された損害類型（下水道・水道事業）に係わらず、事故由来の放射線対策に支出した費用全額について東京電力株式会社に賠償請求を行うこととし、請求に先立ち、県知事・市長会会長・町村会会長の三者連名で東京電力株式会社に要請を行いました。

このような状況の中、東京電力株式会社から平成24年11月及び25年2月に自治体に対する補償に関する方針が示されました。今後確実な補償が行われるよう対応してまいります。

(要望事項)

キ 足柄茶に対する特別な支援

今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

また、生産状況の地域特性から茶樹の除染対策が地域全体に行き渡らず、出荷後の安全性が危惧されたため、地域の総意で出荷を断念した生産者に対しても、確実な補償が行われるよう、県農協中央会とともに、東京電力株への補償交渉を強力に行うこと。

<措置状況> (環境農政局)

農産物の放射性物質検査については、市町村と農業団体の要望を踏まえて策定した「平成24年度県内農産物の放射性物質検査の実施について」に基づき、国の協力を得て計画的に実施しております。風評被害対策としては、検査の結果を県のホームページ等で速やかに公表し、周知を図っております。

また、足柄茶のブランド力を回復させるため、新たなデザインや販売形態の提案など、販売促進に向けた支援を行いました。今後もかながわブランド登録品として、機会を捉えてPRしてまいります。

東京電力株式会社への補償交渉については、引き続き、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会」(事務局・神奈川県農業協同組合中央会)と連携して、請求や交渉が円滑に進むよう取り組んでまいります。

また、「原子力損害賠償紛争審査会」の中間指針にある風評被害の範囲の早期見直しを、関東地方知事会を通じて国に要望するとともに、東京電力との意見交換会など機会を捉えて損害賠償の適切な対応などを働きかけております。

(要望事項)

(2) 津波対策の充実強化

東日本大震災を契機として、大規模な津波を想定した津波対策の見直しが進められている。

長い海岸線を持つ神奈川県として、海岸沿岸の住民や来訪者を守るために早急でしっかりと対策を実施すること。

ア 津波ハザードマップ見直しへの支援

県では、最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を公表している。これを検討資料として、住民の適切な避難に役立つ津波ハザードマップを町村が早急に見直し、住民に示すことができるよう、財政的支援も含め、補完性の原理に沿って広域自治体である県が支援すること。

<措置状況> (安全防災局、県土整備局)

津波ハザードマップについては、県では、今般の東日本大震災を踏まえ、新たな津波浸水予測図の公表と併せて、各沿岸市町による津波ハザードマップの見直しに当たり、より統一化が図られるよう、「津波ハザードマップ作成の手引き」を改訂し提供するなどの技術的な支援を行ってまいりました。

また、財政的支援については、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設いたしました。同事業では、ハザードマップなど津波避難対策のための事業を支援対象としております。

津波防災対策については、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、今後も、「津波対策推進会議」等を利用して沿岸市町と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

(要望事項)

イ 津波浸水対策への財政支援

津波を直接防護する施設等の設置や養浜による津波対策、また、津波避難施設の建設、避難誘導標識の設置等について、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

<措置状況>（安全防災局、環境農政局）

県では、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設いたしました。

同事業では、津波避難施設の建設など津波避難対策のための事業を支援対象としております。

また、町が管理する漁港区域の海岸において、海岸保全施設の設置について、具体化する際には御相談いただきたいと考えております。

（要望事項）

(3) 地震等防災対策の充実強化

ア 直下型地震対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

このことをあらためて国に申し入れること。

<措置状況>（安全防災局）

地震観測体制及び地震予知研究体制の充実強化については、本県や九都県市から国に対し要望するとともに、本県の研究機関である温泉地学研究所では、県西部地域における地震・地殻変動の観測などの調査研究活動を行っています。

また、平成24年度には、温泉地学研究所事業として強震計を整備いたしました。引き続き県として地震観測体制の充実を図るとともに、今後も国への要望を継続してまいります。

「東海地震対策大綱」等に盛られた対策の推進については、これまで県では、公共建築物の耐震化、県と関係機関の情報の共有化のための災害情報管理システムを構築するなどの対策を推進してまいりました。

今後とも、東日本大震災の教訓も踏まえ、必要な施策を着実に推進してまいります。

（要望事項）

イ 市町村地震防災整備費補助制度の充実

東日本大震災を教訓として、県では新たに市町村自治振興事業会計に市町村地震防災対策緊急推進事業補助金を位置付け、市町村の地震防災対策を促進する補助を行うこととしたが、神奈川県地震防災戦略に減災目標を達成するための対策として「防災拠点となる公共施設等の耐震化」を明記していることを踏まえ、民間住宅の耐震化だけでなく、公共施設（庁舎・避難施設等）の耐震化事業についても補助対象とし、使い勝手のよい柔軟な制度に向けて充実を図ること。

また、市町村消防防災力強化支援事業費補助金の拡充を図るとともに、地震防災対策が町村の財政力によって不均衡が生じないよう、新たな補助制度の創設を図ること。

<措置状況>（安全防災局）

県では、平成8年度から、法人二税の超過課税を活用して、15年間で約300億円の支援を行い、市町村の地震防災力は大きく底上げが図られたものと考えております。

平成23年度からは「市町村消防防災力強化支援事業」を創設し、民間木造住宅の耐震化と市町村消防の広域化に重点を置き、積極的に取り組む市町村を支援しています。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設しました。

同事業では、避難施設に指定された公共施設の耐震化を支援対象としております。

（要望事項）

ウ 消防力強化のための補助制度の充実・強化

これからの少子高齢化や建築物の高層化・高速道路の整備等、社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化し

つつあり、町村消防の脆弱化が懸念されるところであり、今後消防力の強化充実を図り住民の安全・安心の確保に努めるために、消防車両の更新や消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化等に係る財源確保のための補助制度を引き続き充実・強化すること。

また、デジタル無線の活動波の整備に際しても、多額の費用負担が見込まれるにもかかわらず、共通波とは異なり消防の広域化を実施しない場合には、補助対象から除外されている状況となっているが、広域化を実施しない場合であっても補助が受けられるよう条件を緩和するなど、柔軟な運用に努めること。

さらに、地域消防力の強化を図る上で地元消防団の活動は大きなウエイトを占めていることから、消防団車両の更新が充分でない実情に鑑み、消防団車両に対する補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（安全防災局）

市町村の消防力の充実強化に対する財政支援については、法人二税の超過課税を活用した「市町村地震防災対策緊急支援事業」により、平成8年度からの15年間で約300億円の支援を行い、これにより、市町村の消防力は大きく底上げが図られたものと考えています。

平成23年度からは、消防の広域化等に取り組む市町村への支援に重点化した、「市町村消防防災力強化支援事業」を創設したところですので、消防力の強化や行財政上の効果などが期待される消防の広域化に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

なお、耐震性貯水槽の設置や消防救急無線のデジタル化整備については、平成25年度当初予算で、所要の措置を講じました。

また、消防救急無線活動波のデジタル化整備については、消防広域化に伴う整備のほか、将来の消防広域化へつながるステップとしての消防指令業務の共同運用に伴う整備事業であれば、同事業により、一定の条件の下に支援してまいります。

消防団車両に対する支援について、現段階では、創設することは困難であります。

（要望事項）

エ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置のさらなる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

＜措置状況＞（県土整備局）

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。なお、県の助成については、厳しい財政状況により現状では困難であります。

（要望事項）

オ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

＜措置状況＞（県土整備局）

神奈川県住宅供給公社（以下「公社」とします。）の所有する一般賃貸住宅等については、神奈川県耐震改修促進計画に基づき耐震診断・耐震改修を進めよう公社を指導してまいります。

（要望事項）

カ 帰宅困難者を想定した備蓄物資増強への支援

勤務地や観光地で被災し、交通手段の寸断等により帰宅できなくなる、いわゆる帰宅困難者

を想定した市町村による備蓄物資の増強に対して、県として積極的に財政的支援をすること。

＜措置状況＞（安全防災局）

県では、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設しました。

同事業では、帰宅困難者のための備蓄等を支援対象としております。

（要望事項）

キ 水害対策の充実強化

近年の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等のあり方を見直すとともに、ダムの耐震性など、ダムにおける防災対策に関する情報の公開を徹底するなど、地域住民の不安を払拭するための措置を講ずること。

＜措置状況＞（県土整備局、企業局）

多目的ダムとして治水の役割を担う城山ダム及び三保ダムの放流操作に当たっては、災害の防止又は軽減について果たす役割が極めて大きいことから、それが適正に行われることを確保するため、河川法に基づき県が定めた操作規則に則って操作しています。

各ダムの操作規則では、洪水期間（梅雨時期から台風襲来時期までの期間）を設定し、その期間において貯水池の水位を満水位から一定の水位まで低下させて洪水に備える容量（洪水調節容量）を確保し、洪水が発生した場合は、この容量を利用して、ダムの放流量を調節（洪水調節）しながら、ダムへ流入する水量の一部を貯水池に貯め込み、残りの水量を放流し、ダム下流の被害を軽減するとともに、ダム放流による危害の防止のため、関係機関への放流連絡や河川利用者へサイレンや警報車等による警報を行うことになっています。

洪水期間には、城山ダムでは、ダムの水位を満水位から11m低下させることで、洪水調節容量2,750万m³を確保することとしており、三保ダムでは、4.7m低下させることで、洪水調節容量1,000万m³を確保することとしております。

また、城山ダムの集水面積は、1,201.3k m²、三保ダムの集水面積は、158.5k m²と広く、ダムが完成してからこれまでの間に、集水区域全域に大量の降雨をもたらす台風に対して、この洪水調節容量で十分に対応できておりますので、狭い範囲に強く降る集中豪雨に対しても、十分に対応できている状況です。

加えて、ダムを管理する職員が24時間体制で常時監視を行うとともに、ダムの操作を適正に行えるよう定期的な演習や訓練も実施しています。

このようなことから、ダム放流に対する安全性は十分確保されておりますので、今のところ治水やダム放流のあり方の再検討は考えていませんが、今後とも安全で安心なダム管理に努めてまいります。

また、城山ダムでは、平成23年度に、ダムのコンクリート部の状態や強度等を確認する現況診断調査を実施しており、この調査の結果、ダムの堤体等のコンクリートの現況は、健全な状態であることが確認できました。この結果については、県のホームページに掲載し、情報を公開しております。

三保ダムについては、今年度、同様の現況診断調査を実施しており、この調査結果については、調査終了後、速やかに県のホームページに掲載し、情報を公開してまいります。

加えて、東北地方太平洋沖地震を契機に県民のダムへの関心の高まりを受け、各ダムの下流沿岸の各市町や地元自治会の要望に対し、地震に対するダムの安全性について説明を行うとともに、一昨年の秋以降は、新たな情報提供としてダムの地震に対する安全性や地震時の臨時点検の状況、ダムの放流状況、洪水調節の結果などについてホームページに掲載しており、これらについても、リンクされている各流域自治体のホームページから確認できるようになっています。

（要望事項）

（4）相互支援体制の実効性の向上

ア 地域県政総合センターの機能強化

昨年度、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に努めること。

＜措置状況＞（安全防災局）

県では、平成24年3月に締結した県内の市町村の相互応援協定について、相互応援の手順等の詳細を定めるマニュアルを策定し、災害時に県内の市町村間で相互応援を行なうに当たり、県の役割である応援調整をどのように行うかについて明記いたしました。

また、地域県政総合センターを中心とする現地災害対策本部の機能を強化するため、訓練を通じた職員の能力の向上や、現地災害対策本部の活動をバックアップする体制の強化などに取り組んでいます。

今後もこうした取組を通じて、協定の実効性の向上に努めてまいります。

（要望事項）

イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

＜措置状況＞（安全防災局）

相互応援協定の実効性を高めるためには、訓練が必要であることは認識しております。今年度は、平成25年1月17日に県と県西地域2市8町と合同で実施した図上訓練の訓練項目の一つとして、相互応援協定の運用マニュアルの調整を行いました。

今後、訓練結果を元に、協定の運用マニュアルの検証等を行うとともに、ブロック単位で、訓練を実施し、実効性を高めてまいります。

2 地方分権の一層の推進

(要望事項)

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化する必要があります。

昨年8月には第二次一括法が公布され、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが進められるなど、眞の地方分権社会に向けた動きが具体化していますが、引き続き地方自治法の抜本的な見直し等を求め、眞に住民視点に立つ地方分権社会が実現するよう、我々地方も努力し、小規模自治体であっても自立することが強く求められております。

つきましては、県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望します。

また、県は、市町村に影響を及ぼす政策の立案、実施については、神奈川県自治基本条例に規定されているとおり、市町村に意見を提出する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、県と市町村が協議する体制を整備するよう要望します。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

「地方ができることは地方が担い、責任を持つ」、「地域のことは地域で考え、地域で決定する」という基本的な考え方を踏まえ、地方分権・地域主権改革をさらに強力に推進すること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、一層国に強く要望していくとともに、県からの市町村に対する移譲についても取組をさらに強化すること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、地方財源の充実・強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

さらに、市と町村で主体性に差が生じることのないように配慮し、広域自治体としての補完機能を発揮し、小規模自治体に対する財政・人的支援を強化すること。

特に、県の重要な政策についての市町村との協議体制の整備について、県では、本年1月24日に「神奈川県緊急財政対策本部」を立ち上げ、外部有識者による調査会を設置し、抜本的な見直しに向けた検討を進めているが、調査会の検討事項とされている「市町村補助金のあり方」については、市町村の行政が大きな影響を受けることが懸念される。神奈川県自治基本条例では、第2条において、県の自治は市町村の意見を尊重して行わなければならないこと、第18条において、県政に関する情報を市町村に積極的に提供すること、市町村にかかる県の政策のうち重要な政策の立案等の過程において市町村が意見を提出する機会を確保すること、県の政策のうち特に重要な政策について市町村と協議するための体制を整備することを規定している。県は、「市町村補助金のあり方」の検討など、市町村に影響を及ぼす政策の立案、実施等について、神奈川県自治基本条例に規定されているとおり、市町村の意見を提出する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、県と市町村が協議するための体制を整備すること。

<措置状況>（政策局、総務局）

県では、平成24年6月、「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の重点事項の一つに「地域主権改革の着実な推進」を位置付け、地方自治体が住民ニーズに対応した行政サービスを開拓できるようにするために、

- ・ 国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方自治体への大幅な事務・権限の移譲を進めること
- ・ 国による義務付け・枠付け、関与について、第1次一括法等において「従うべき基準」とされたものは撤廃するなど、更なる見直しを進めること

などを国へ提案いたしました。

また、県の地域主権改革を進めるまでの考え方や方向性を示した「地域主権実現のための指針」（平成24年10月策定）に基づく取組をさらに進めていくとともに、引き続き、県単独はもとより、他の自治体とも連携して、地域主権改革の推進について国に強く働きかけてまいります。

県からの市町村に対する権限移譲については、第2次一括法が施行され多くの事務が市町村に移譲されました。住民に身近な行政に係る事務権限は、基礎自治体が担うことが適当であることから、今後も国の動向も踏まながら、さらなる市町村への権限移譲に取り組んでまいります。

なお、移譲に際しては、事務の執行に要する経費を移譲事務交付金として措置するとともに、円滑に事務を執行できるよう配慮してまいります。

また、法制化により権限が移譲されるものについては、確実に財源措置されるよう国に働きかけてまいります。

さらに、小規模自治体が主体性を発揮するためには、広域連携の手法により対応していくことが有効であることから、今後とも県としてこれを支援してまいります。

緊急財政対策にかかる県と市町村との協議については、調査会の設置から緊急財政対策の策定に至るまでの間、市町村に対しては、丁寧に情報提供や意見交換の場を設けてきており、今後とも、十分に意見交換を行ってまいります。

(要望事項)

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

神奈川県は、政令市・中核市・特例市・一般市及び町と村をすべて持つという全国的にも特異な地域である。

これからの中子高齢社会に向かう中長期的で膨大な行政需要の増加、また相当な財政出動の必要性が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められてくる。

その際に、市町村業務であっても、広域的な調整を図ることが望まれる場合には、広域自治体である県の役割として、地域の実情に配慮しながら積極的に調整力を発揮し、あわせて小規模自治体に対する補完機能を発揮すること。

<措置状況> (総務局)

市町村がこれまで以上に行財政基盤を強化し、多様な住民ニーズに主体的・完結的に取り組んでいく上で広域連携の手法により対応していくことが有効であることから、県では、市町村の広域連携の取組に対し、重点的に支援することとしております。

(要望事項)

(3) 地方財政力の強化に向けて

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望し、次の取組を強化すること。

ア 地方税財源の充実

当面、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目指し、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

<措置状況> (総務局)

平成24年8月10日に社会保障・税一体改革関連法案が成立し、地方消費税の税率は、現行の1%から、平成26年4月以降1.7%、平成27年10月以降2.2%へと引き上げられ、この地方消費税収入額の2分の1は市町村へ交付されます。

また、地方交付税法も改正され、消費税に係る地方交付税への算入率が現行の1.18%から1.52%(平成26年度は1.40%、平成27年度は1.47%)へ引き上げられます。

これらの改正内容については、全国町村会を始めとする地方六団体との協議を重ねた末に決定されたものであり、これにより市町村の税財源については一定の充実強化が図られたところですが、今後も地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保に向けて、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

イ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分と不交付団体に対する特別交付税の限定配分を見直し、必要な行政経費が確保されるよう、特別交付税の見直しを含め、交付税制度の抜本的な見直しを行い、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかか

わらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

<措置状況>（総務局）

地方交付税については、社会保障・税一体改革関連法案の成立に伴い、消費税に係る地方交付税への算入率が引き上げられることとなりましたが、引き続き所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体を通じて、積極的に国に働きかけてまいります。

また、臨時財政対策債等の元利償還金の取り扱いなど、地方交付税の算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいります。

(要望事項)

ウ 地方超過負担の解消

方が地方の工夫と責任のもと政策を実現できるよう適正な税財源の移譲と国庫補助負担金の市町村超過負担の解消が行われること。

あわせて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うこと。

<措置状況>（総務局）

国庫補助負担金の地方超過負担は未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金の廃止等にあたっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、併せて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

エ 地域自主戦略交付金の充実

国による補助金のひも付き、箇所付けを廃止して、地方自治体が自由に使える「一括交付金」については、地域自主戦略交付金が実施されたが、これまでの都道府県分や政令市分についてよく検証し、総額圧縮の効率を優先した考え方を取らず、交付金や補助金等の削減を絶対に行わない十分な財源措置とすること。

また、必要な事業の計画的実施に支障が生じないよう、地域間格差が拡大しないよう、町村への十分な配慮をすること。

<措置状況>（総務局）

地域自主戦略交付金については、国の平成25年度予算において廃止されるものと承知しております。

(要望事項)

オ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

平成24年度からの新制度である市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる場合についても、優先するような制度とすること。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、滞在人口を踏まえた津波対策、施設等の耐震化工事、災害時情報の伝達及び消防力の充実に係る補助金についても優先的に補助する制度とすること。

さらに、生活道路や集会施設といった地域住民に身近な生活関連施設などの個別市町村事業についても、補助対象として十分な財源を確保すること。

<措置状況>（総務局、安全防災局）

市町村自治基盤強化総合補助金は広域連携への財政的支援や地域の実情に応じた支援の重点化等を図るものであり、小規模団体が優先される制度を設定することは困難です。

また、生活道路や集会施設等の施設整備については、広域的な利用が図られる場合を除き、原則として補助対象外となっております。

なお、山間半島地域特例事業や市町村提案型事業、特定地域課題解決型事業など、地域の実情に応じた支援制度も設けておりますので、そうした制度の活用についても御検討いただければと考えております。

県では、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設しました。同事業では、災害時の情報収集・提供体制の強化、避難施設等設備などを支援対象としております。

また、平成23年度から、民間木造住宅の耐震化と市町村消防の広域化に重点化した「市町村消防防災力強化支援事業」を創設し、平成25年度予算においては、市町村ニーズの高まりを受け、増額しました。

各町村におかれては、両事業を活用し、計画的に地震防災対策を進めていただきたいと考えております。

3 廃棄物処理対策の推進

（要望事項）

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

県では「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、拡大生産者責任などの考え方を踏まえ、廃棄物処理及び資源循環の最終的な責任を負う社会的な合意形成及び社会システムづくりに向け、リサイクルに係る法令の充実、対象分野の拡大等を図るよう国に提案しております。

また、製造段階、流通段階、排出段階における3R対策の充実に向けた関係業界への指導や、不法投棄の防止について国民・事業者への普及啓発を充実強化することや、国や産業界の出えんからなる産業廃棄物適正処理推進センターによる不法投棄等への原状回復支援事業の拡充等を、併せて提案しております。

（要望事項）

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、①容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者に拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別排出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務付けるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するように業界へ指導することを国に働きかけること。②プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取り扱うよう（財）容器包装リサイクル協会に働きかけること。また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。③容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、個別リサイクル法については、適正な運用が図られるよう、国民・事業者への普及啓発を充実強化することを国に提案しております。

また、家電リサイクル法については、対象機器の拡大を検討するとともに、業界に対して、指定引取場所の拡充等、事業者の引取りが円滑に行われるよう指導すること、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、不法投棄された対象機器の処理費用を事業者の負担とすることなどを国に提案しております。

さらに、容器包装リサイクル法については、①事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定するとともに、業界に対して、容器包装廃棄物の発生抑制や分別しやすい商品づくりについて指導を行うこと、事業者による回収ルートの確立を図ること、②指定法人が行う再商品化にあっては、ペールに係る引取品質ガイドラインの見直しなど、市町村の意向を反映するよう努めること、③容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう法制度の見直しを行うことなどを国に提案しております。

（要望事項）

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業量に応じた予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、すべて交付対象に加えるなど交付対象を拡充すること、解体撤去工事のみを行う場合に対して財政的支援を行うことを提案しております。

（要望事項）

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県における補助制度は、平成22年度以降は休止されているが、町村にとっては撤去事業を中止させるわけにはいかない。したがって、休止中の補助金について早急に復活するだけでなく、事業費についても十分な補助額とすること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、河川や

道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を一層推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

<措置状況>（環境農政局、県土整備局、警察本部）

現在の県の財政状況から、当該補助金の再開は困難でありますが、補助メニューとしておりました不法投棄監視パトロールや不法投棄物の撤去事業については、市町村からの要望を踏まえ、県事業として引き続き実施しております。

また、県警察では、県の担当課と連携し、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化しているほか、不法投棄事犯に対しては、迅速、的確な事件化を図るなど、同事犯の摘発を強化しており、平成24年中においては、139件167人を検挙しております。

今後とも、県の担当課と連携を一層強化し、不法投棄者を発見するためのパトロール活動を強化するとともに、不法投棄事犯に対しては厳しく取締りを行うなど、不法投棄事犯の根絶に努めてまいります。

河川敷へのごみの不法投棄対策については、パトロールの実施や警告看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

また、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールにも引き続き取り組んでまいります。

道路においては、日常パトロールを通じ、不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、道路区域内にある場合は処理をしております。

さらに、県では、「県のたより」やホームページ、各種イベントで水源環境の保全・再生の取組をお知らせするほか、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」においても、リーフレットの配布や県民フォーラムの開催など、水源環境保全・再生への関わりを求める取組を行っており、引き続き周知に努めてまいります。

（要望事項）

（5）海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、施行前と変わらず、海岸漂着ゴミの処分費用は、清掃・回収した市町の費用負担となっている。

海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

国、県において、この処分費用に対する応分の負担制度を早急に確立すること。

<措置状況>（環境農政局）

本県においては、県と相模湾13市町との合意により、海岸清掃事業における費用負担を含めた役割分担を定め、これまで運用してきたところです。

こうした中で、海岸漂着物処理推進法制定の趣旨等を踏まえ、「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、同法に基づく海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を行うよう提案しております。

4 森林等水源環境の保全

（要望事項）

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しております。今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

（1）森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強

化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

平成23年7月に「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、地球温暖化対策のための税の導入について、国に提案しました。

平成24年10月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているところですが、税の用途に森林吸収源対策を追加することについては、現在、政府内で検討が進められているところです。

(要望事項)

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

<措置状況>（環境農政局）

「市町村森林整備計画」に基づき町村が実施する事業への財政支援については、国へ要望してまいります。

神奈川県の保安林は、受益範囲が市町村区域を越える広域性を有した水源かん養保安林などが大半を占めています。このような保安林は市町村の境界を越えて影響を与えるため、その指定・解除事務には専門的な視点が必要となり、さらに、その機能を維持するためには、県が行う治山事業を計画的かつ機動的に行うことが必須です。

以上のことから、現時点で、保安林の指定等の権限を市町村へ移譲することは困難と考えております。また、保安林が持つ災害の防備や生活環境保全等の機能を維持するためには、現在の要件が必要であると認識しており、新たな解除要件の緩和を国に働きかけることは考えておりません。

(要望事項)

(3) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

<措置状況>（環境農政局）

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け、簡易な構造により整備を実施しているところであり、作り方も様々なことから、煩雑な設計によらず簡単に積算できるよう全県統一した標準単価により補助を行っております。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、木材の搬出をより効率的かつ広範囲に行う上で重要な施設として位置付け、経費については定められた基準の範囲内で実行経費に対する補助が可能となっておりますので、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

(要望事項)

(4) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めること。

<措置状況>（環境農政局）

自然公園歩道や東海自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、

優先度の高いものから整備を進めております。家族連れに人気が高いなどといった利用形態や現地の状況等を総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めてまいります。

(要望事項)

(5) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

<措置状況> (環境農政局)

県では「公共建築物木材利用促進法」に基づき、平成23年12月に木材利用に関する県の指針を改正し、県内の公共建築物への木造化・木質化を促進し、県産木材の有効活用に努めていくこととしています。

今後は、市町村においても公共施設の木造・木質化を促進するための方針等を策定していただくとともに、県産木材の利用を一層促進させるため、国に対して必要な支援を講ずるよう働きかけてまいります。

また、県産木材利用の目標を設定した現行の「神奈川県林業・木材産業構造改革プログラム」について、市町村や関係機関等の意見を取り入れながら、今年度中に改定を行う予定です。

(要望事項)

(6) 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

<措置状況> (環境農政局)

「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題であることから、引き続き対象地域をダム集水域に限定することといたしました。

御要望の件については、次期計画の策定に際し、ダム集水域における生活排水対策等の進捗状況を踏まえて検討してまいります。

(要望事項)

(7) 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林を守り、育てるといった管理が必ずしも十分とは言えず、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。

そこで、荒廃が進んでいる私有林については財政的、技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成23年4月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を市町村が適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が的確に行えるように、県は充分な支援を行うこと。

特に、広域に及ぶ森林の公益的機能を大きく低下させる恐れがある場合などには、県は市町村と連携して積極的に対応策を講ずること。

<措置状況> (環境農政局)

水源環境保全・再生を図るために、長期の継続的な取組が必要であることから、20年間の総合的な取組の基本方針を定めた「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に沿って、平成24年度から

5年間に取り組む対策を明らかにした「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」においても、地域水源林整備事業や水源の森林づくり事業など森林の保全・再生に係る特別な対策を推進してまいります。

また、市町村が実施する地域水源林整備事業においては、市町村担当者への森林施業等に関する研修会の情報提供や実施、地域県政総合センター森林担当部局における助言など、技術的支援を行ってまいります。

森林法に基づく「森林の土地の所有者届出制度」については、県としても市町村と連携して県内の森林の適正な整備保全を図っていきたいと考えておりますので、市町村におかれましても、森林法の諸制度の適切な運用とともに、主体的かつ積極的な森林行政の推進をお願いいたします。

5 福祉・医療施策の充実

(要望事項)

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

特に、市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れ、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げは困難で、一般会計からの繰入れも容易ではないため、その財政運営はもはや限界に達しています。

つきましては、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけることを要望します。

(1) 「児童手当」制度の安定的運用

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけること。

<措置状況> (保健福祉局)

児童手当制度については、国が、平成23年12月20日開催の「国と地方の協議の場」で、平成24年度以降の子どものための手当制度について協議を行い、年少扶養控除の廃止等による地方増収分について、子どもに対する手当や、その支給に伴う事務費に充当することについて、地方の一定の理解を得られたことから、平成24年1月27日に、持続可能な制度として、「児童手当法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年3月30日に可決成立し、4月1日から施行されております。

よって、県として、児童手当制度に関する提案・要望を国に対して行うことは困難であります。

(要望事項)

(2) 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化対策の拡充が社会的要請として叫ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな統一的小児医療費助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

小児医療費の助成制度については、子どもの健全育成と、保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、平成26年度以降、社会保障と税の一体改革の議論の動向を踏まえ、見直しを検討してまいります。

なお、補助対象の拡大や所得制限の撤廃は困難でありますが、見直しによる県民への影響が大きいことから、慎重に検討してまいります。

また、この医療費助成は、全国一律の制度で実施すべきと考えており、今後も、あらゆる機会を

捉えて、国に対して、統一的な公費負担医療費助成制度の創設について、働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 安心して出産・子育てができる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすること。

さらに、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備すること。

また、平成25年度に県から市町村に移譲される未熟児訪問指導については、専門的な知識が求められる事務であることから、県として、研修の実施、講師の派遣など、技術的・人的支援を行うこと。

<措置状況> (保健福祉局、商工労働局)

民間保育所の新設については、安心こども基金による保育所整備費用の補助を行っており、引き続き市町村と連携して、保育所定員の拡大に努めてまいります。

また、民間保育所の運営費については、児童福祉法に基づく運営費負担金のほか、県単独の補助金として民間保育所運営費補助金による支援を行っております。

なお、民間保育所運営費補助金については、新たな子ども・子育て支援制度に係る国の動向を注視しつつ、平成26年度以降、社会保障と税の一体改革の議論の動向を踏まえて、見直しを検討してまいります。

放課後児童健全育成事業等補助金は、国庫奨励補助制度のため、県予算が市町村への交付額に影響することから、予算の確保に努めています。

しかしながら、新設クラブ及び児童数が年々増加する中、近年、交付申請額が予算額を大幅に上回っています。県財政は非常に厳しい状況にありますが、予算の確保に努力してまいります。

出産後の雇用の確保については、育児・介護休業法で事業主に対し、育児休業などの申し出や取得を理由とした解雇などの不利益な取扱いを禁止しております。県では、育児・介護休業法の概要が記載されたリーフレットなどを県内中小企業等に配布しているほか、労働センターの職員が県内の中小企業を訪問して労働関係の各種法令や制度について助言指導する中においても、育児・介護休業法の周知に努めています。

また、ワーク・ライフ・バランスの取組の導入や見直しを検討している中小企業を対象に、専門のアドバイザーを派遣して、企業における仕事と育児等との両立を支援しております。

未熟児訪問指導については、市町村主管課長会議や担当者会議における説明を行うとともに、小児保健研修や母子保健研修において、未熟児の専門的知識の普及を行っております。併せて、各保健福祉事務所で計画的に事業見学や同行訪問の実施、事例検討会などを開催し、平成25年度からの未熟児訪問指導等業務の円滑な移譲に向け取り組んできたところです。

今後も、小児保健、母子保健に関する研修の実施や各保健福祉事務所における長期療養児等を対象とする養育支援事業などにより、市町村を支援してまいります。

(要望事項)

(4) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

<措置状況> (保健福祉局)

介護保険料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を図り、必要な財源措置を講じよう国に要望しております。

介護予防支援業務については、その報酬額を業務に見合った額とすることや、居宅介護支援事業所の規模や能力に応じて地域包括支援センターから受託できる件数を弾力化するなど、業務の実態

を考慮した制度とするよう、国に要望しております。

(要望事項)

(5) 障害者福祉施策の充実

重度障がい児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

なお、平成25年度施行予定の「障害者総合支援法」の施行に向けては、現場の混乱を来さぬよう制度の詳細を早期に示したうえで、町村と十分協議して十分な準備期間を設け、実施主体である町村が安定的に制度運営できるようにするとともに、必要となる財源については国の責任において万全の措置を講ずること。

<措置状況> (保健福祉局)

重度障害者医療費助成制度について、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

自立支援給付に係る費用負担については、障害者自立支援法において、その費用の4分の1を負担することとなっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは、理解しているところです。

また、地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていることについては、県としても大変深刻な問題と認識しており、例年、国に対して必要な財源の確保を要望しております。

県としては、自立支援給付及び地域生活支援事業について、今後のニーズの伸び等に対応した十分な予算措置を講じるよう、今後もあらゆる機会を捉えて国に要望してまいります。

また、「障害者総合福祉法」の制定に当たっては、地方自治体など関係者の意見を十分に伺い、新たな障害者制度の施行準備に支障のない速やかな情報提供を始めとする必要な支援を行うよう、「関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議」を通じて、国に要望しております。

(要望事項)

(6) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

<措置状況> (保健福祉局)

医師確保対策については、医師の需給を所管する国の責任において、特定の診療科等に必要な医師を配置できる仕組みの構築など抜本的な対策を講じることや、臨床研修病院の指定基準、都道府県の募集定員の上限設定について再検討を行うよう国に要望しております。

また、小児救急医療支援事業については、各補助事業者からの事業計画に基づき、平成24年4月に国庫申請しておりましたが、6月に全国一律で72.9%の調整率を乗じた大幅な削減がされました。

県としては、7月に国に対して地域医療への影響が大きいことを訴え、追加の財政措置を講ずるよう強く要望したところです。

また、二次救急を支えるためには当該事業は不可欠ですので、小児救急などの救急医療体制について、支援策の充実を図るよう国へ要望したところであり、機会を捉えて当該補助金の削減を行わないよう要望してまいります。

(要望事項)

(7) 医療保険制度の一本化

国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

また、都道府県単位（政令市を除く）を軸とした保険者の再編・統合をさらに推進すること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

国民健康保険を含む医療保険制度の再構築における国の責任の明確化について、医療保険制度の再構築に向けて、ナショナルミニマムの視点に立ち、国が全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任を明確化するとともにマネジメントを国自身が確保することを、全国知事会を通じた提案に加え、県単独でも国に提案を行っております。

県としては、国民健康保険を含む医療保険制度については、国民皆保険制度を維持し、国民の保険料負担及び保険料給付の平準化を実現することが重要と考えております。本来、国が運営主体となる方向で医療保険制度の一元化を推進するよう、引き続き全国知事会等と連携しつつ国に働きかけてまいります。

なお、国においては、新たな医療保険制度については、都道府県単位の財政運営とする方針ですが、現行の市町村国保が担っている重要な役割に鑑み、国民健康保険の広域化は十分慎重に行うべきと考えております。

（要望事項）

（8）市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

安心して医療サービスを受けるためには、国民皆保険を安定的に維持していくことが重要であり、そのためには、国がナショナルミニマムの視点に立って、全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任やマネジメントを国自身が果たすことが必要であると認識しております。この点については、全国知事会を通じた提案に加え、県単独で国に提案を行っております。今後も、制度の一層の安定化を図るため、全国知事会と連携しつつ国に対して要望してまいります。

（要望事項）

（9）市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

＜措置状況＞（保健福祉局）

特定健康診査に対する法定公費負担の基準額については、検査費用等の診療報酬点数を基本に算定しておりますが、市町村が個々に健診機関と契約を行っているため、実績単価は診療報酬点数を上回り、市町村の財政負担となっていると認識しております。

そこで、県は、市町村が健診機関と締結する契約単価について、診療報酬と同様に全国一律の単価を定めるとともに、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げるよう国に提案を行っております。今後も、制度の一層の安定化を図るため、機会を捉えて国に対して提案してまいります。

（要望事項）

（10）新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、

さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

<措置状況>（保健福祉局）

国民健康保険の構造的な問題を解決するためには、ナショナルミニマムの視点に立ち、国が全国レベルで医療保険を一元化し、その財政責任を明確化することが必要と考えており、県としても「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で要望を行っております。

また、制度運営の主体については、都道府県単位の運営が行われる場合、医療費推計や保険料率決定を行う財政運営責任者と保険料の賦課・徴収を行う収納責任者を分離させることは、保険財政運営の無責任化となる恐れがあることから、保険料賦課・徴収権を持つ市町村の共同体である市町村広域連合に一体化するべきであると認識しております。

さらに、医療保険制度の再構築に当たっては、国と都道府県、市町村との協議の場において、国民健康保険の現状・特殊性や給付負担に係る将来設計を踏まえた議論を行い、地方の意見を反映した上で、国と地方の役割分担や財政的な負担を明確にするよう、国に提案を行っております。今後も、制度の一層の安定化を図るため、全国知事会と連携しつつ国に対して働きかけてまいります。

（要望事項）

(11) 各種予防接種の安定的な財源化

ワクチン予防接種として、ヒブワクチン、子宮頸がん、インフルエンザ感染等、重症感染症や肺炎球菌の感染症など多様なワクチン接種の必要性が課題となっているが、現行の予防接種法では救済されず、各種予防接種のあり方が問われている。

国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意接種から定期予防接種化を図るとともに、安定的な財政支援措置とすること。

また、県の尽力によりポリオ不活化ワクチンが予防接種法に位置付けられたことは評価するが、それに伴って、実施主体である市町村に多額の財政負担が生じることから、安定的な接種を実施するための財政措置を県として講ずるとともに、国にも、交付税算入とは異なる財政措置を働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

本県では、予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において、全国一律に実施されるべきものと考えております。

のことから、平成24年6月に「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、WHOで推奨するワクチンの定期接種化と、その財源については、既に定期接種となっているワクチンを含めて、国の責任により全額負担するよう要望しております。

また、平成24年5月にも、相模原市の呼びかけのもと、「九都県市首脳会議」において、新たなワクチンの定期接種化に当たっては、既に定期接種となっているワクチン接種も含め、抜本的な制度の見直しを行い、国の責任において必要な財源を確保するよう国に要望しております。

平成24年9月1日から導入された不活化ポリオワクチンの予防接種については、県単独による補助制度は考えておりませんが、県市長会会长、県町村会会长からの要望を受け、平成24年9月7日に、県知事、県市長会会长及び県町村会会长との連名により、上記の要望のほか、不活化ポリオワクチン導入に伴う財源措置についても要望しております。

そのような中で、国は住民税の年少扶養控除廃止に伴う追加增收分や普通地方交付税措置により、子宮頸がん等予防ワクチンの接種費用の9割を措置する等、定期予防接種化に伴う費用負担に対し、一定の財政支援を講じる予定ですが、県としては、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう、引き続き、国に対して強く働きかけてまいります。

なお、不活化ポリオワクチンの定期予防接種化に伴う、平成24年度の市町村の財政負担増に対して、国は特別交付税措置をしております。

（要望事項）

(12) 妊婦健康診査及び女性特有のがん検診推進事業への財政支援

県民の誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるために市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担について、全14回分において、交付団体、不交付団体にかかわらず全額国庫負担となるよう支援するとともに、県独自の補助制度を創設し、町村の財政負担軽減を

図ること。

また、特定年齢に対するがん検診推進事業についても、将来にわたって安定的な財政支援措置とすること。

<措置状況>（保健福祉局）

国は妊婦健康診査臨時特例交付金については、平成25年度予算案を平成25年1月に閣議決定し、平成25年度以降は、地方財源を確保し普通交付税措置を講ずることにより恒常的な仕組みへ移行することとしております。

国全体の少子化対策として、妊婦健康診査事業を継続していくことは重要であることから、地方の負担が生じないよう必要な財源措置を行うことについて、引き続き、国の動向を注視してまいります。

また、県では、市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、対象者が確実に受診できる方策を講じるとともに、財政措置を行うことを、国に対し、継続して要望しております。

6 都市基盤等の整備促進

（要望事項）

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現をあらためて国に働きかけるとともに、県においても引き続き積極的な措置を講ずるよう要望します。

（1）下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためにには、今後もさらなる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

さらに、流域関連公共下水道に対する県補助は廃止ではなく、復活すること。

<措置状況>（県土整備局）

公共下水道事業費補助金については、緊急財政対策として見直しの検討を進めているところであり、補助率の大幅な引き上げや、流域関連公共下水道に対する補助の復活は困難です。

社会資本整備総合交付金については、所要額の確保が図られるよう引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

<措置状況>（県土整備局）

御要望の趣旨については、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向に

あり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

＜措置状況＞（総務局）

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものであります、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えたいと考えております。

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施されておりましたが、25年度限りの措置として、対象団体を特定被災地方公共団体に限り、認められることとなりました。

一方で、高金利の地方債利子に対する特別交付税制度については、対象年利が1%引き下げられるなど拡充されたところであります、公債費負担対策については、一定の措置がなされていると理解しております。

（要望事項）

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

＜措置状況＞（総務局）

下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

なお、公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施されておりましたが、25年度限りの措置として、対象団体を特定被災地方公共団体に限り、認められることとなりました。

一方で、高金利の地方債利子に対する特別交付税制度については、対象年利が1%引き下げられるなど拡充されたところであります、公債費負担対策については、一定の措置がなされていると理解しております。

（要望事項）

オ 水道・下水道整備事業における県管理道路の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業の財源が交付金並びに起債を主体としている市町村にとって極めて厳しいものがある。

については、県管理道路の路面復旧に要する事務費負担金について免除を含めた見直しを行うこと。

＜措置状況＞（県土整備局）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

（要望事項）

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

また、市町村の単独公共下水道であっても、下水汚泥の処分量が小規模な自治体については、県流域下水道処理場への受け入れを実施するなど、寛容な対処をすること。

＜措置状況＞（県土整備局）

公共下水道事業費補助金については、緊急財政対策として見直しの検討を進めているところであります。

汚泥処理費用を補助対象とすることは困難です。

また、下水汚泥を流域下水道処理場で受け入れることについては、処理場周辺住民の合意形成や施設設計画の変更などの課題があり、現時点での受け入れは困難ですが、具体的な提案がありましたら、必要に応じて「神奈川県下水汚泥処理処分等対策協議会」の中で検討してまいります。

(要望事項)

(2) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「バス運行対策費補助金交付要綱」に基づき、県においても国との協調による補助制度が創設されているが、その対象となるためには、要綱内に示された要件の一つである「広域行政圏の中心都市」について、「かながわ都市マスターープラン」に位置付けられた自治体の主要駅との路線接続がなされなければならず、県内ではその対象となる駅が10箇所と限られている。

そのため、それ以外の路線については、市町村をまたがる広域的路線であっても、市町村の単独補助により路線を維持確保している状況にある。今後も利用の少ない路線バスにおいては、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、より多くの県民の生活の足が確保されるよう「補助対象要件の緩和」及び「単独路線も含めた補助対象の拡大」について国へ働きかけること。

県においては、「広域的幹線的路線バス運行対策補助金交付要綱」を定め、自治体内の「単独路線」に対しても対象を拡げた支援をしているが、国の補助制度同様、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件の緩和及び、路線の「キロ程」についても、距離の短い路線も対象となるよう要件の緩和を行うこと。事業者が採算性に見合わないと判断した路線を、財政規模の小さな自治体が継続的に維持することは大きな負担である。経費的な事由によるサービスの低下が、公共交通の利便性低下を招き、県民の生活に影響を及ぼすことのないよう、補助率及び補助額の拡大についても併せて行うこと。国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県においては助言や情報提供の他にこれら制度の要件に該当しない対策に対する県補助制度の創設等を行うこと。また、地域コミュニティバスについても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

<措置状況>（県土整備局）

国は、平成23年度に、コミュニティバスを含む地域公共交通の運行や実証調査などに対する支援のため、地域公共交通確保維持改善事業の国庫補助制度を創設しています。

県では、国庫補助制度に関する課題を踏まえ、当該補助制度の運用について、地域の実情や意向に配慮するとともに、補助限度額を引き上げるなど、制度の拡充を図るよう、国に対して要望しております。

なお、県は、既存の生活交通を確保する観点から、一定の距離要件を満たし、市町村を跨るなど広域性が認められるバス路線を支援することとしています。

(要望事項)

(3) 海岸の整備促進

ア　酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

<措置状況>（県土整備局）

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るための保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮して検討しており、施設の詳細を検討するため、国により、平成22年度は大磯海岸で施設の現地試験を行い、平成23年度は二宮海岸で現地調査を行い、引き続き、平成24年度も二宮海岸で現地調査を行ってお

ります。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成24年度の直轄事業による新規採択を国に要望していましたが不採択であったため、地元のお力添えをいただきながら、引き続き要望を行ってまいります。

なお、県では平成23年度から平成26年度までの4年間の計画で、最も侵食が著しい二宮海岸（西湘バイパス二宮インターチェンジ付近）において国の交付金を活用した養浜対策を行ってまいります。

(要望事項)

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから、松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げることなど、松（林）の保全、再生（白砂青松）の実現に向けて積極的に支援すること。

<措置状況>（環境農政局）

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的にわたって保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を、重点的かつ集中的に行っているところです。

補助単価においては、伐木材の処分先等の調査や伐倒歩掛の検討を行い、作業実態に応じた見直しを平成21年度に実施しました。

また、補助率においては、法律に基づく重要な事業であることから、現行でも2分の1の高率で支援を行っております。

(要望事項)

(4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」（91箇所）及び「事業化検討箇所」（5箇所）については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情に配慮した取組を推進すること。

<措置状況>（県土整備局）

町村部における県道整備については、「かながわのみちづくり計画」（平成24年3月改定）において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けております。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進してまいります。

(要望事項)

(5) 特殊地下壕対策の拡大強化

特殊地下壕は、経年変化によるその危険性が指摘されており、各市町村においてその対策を講ずるにあたり、崩落の危険性の調査から工法選定・対策工事の実施に至るまでには莫大な経費がかかるものと推測される。

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むべきであり、特殊地下壕対策事業について、強力な財政支援措置を講ずること。

<措置状況>（県土整備局）

平成24年11月に全国特殊地下壕対策推進協議会を通じて、国に対して所要の事業費の確保等を要望しました。

なお、市街地における対策工事等については、地域住民の安全性の確保の観点から、「社会资本整備総合交付金制度」の活用も可能と考えられますので、御検討ください。

7 防犯対策の強化

（要望事項）

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望します。

（1）地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりについて、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

また、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するため、「神奈川県電力・節電対策基本方針」に基づき、県が管理する国道・県道において、交通安全上影響が少ない見通しの良い直線区間等の道路照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した消灯を実施しているが、消灯する箇所の選択については、地域住民の安全、安心の十分な確保に配慮いただき、「節電」と「安全確保」を効率よく両立すること。

さらに、市町村が行う契約事務から暴力団を排除するため、「かながわ電子入札共同システム」における競争入札参加資格認定登録申請について、申請者から役員名簿等の提出を求め、暴力団員等または暴力団経営支配法人等の有無を警察本部へ照会し、該当のあった申請者は不認定とすることにより、同システムで暴力団排除の共通審査が図れるようにするとともに、同システムに加入していない市町村においても、個別に警察本部に照会ができるように配慮すること。

<措置状況>（県土整備局、会計局、警察本部）

県警察では、暴走族等に関する110番通報や県民の皆様から寄せられた要望・意見に加え、あらゆる警察活動を通じて入手した情報を基に、走行やい集が予想される地域、時間帯に応じて、警察本部、管轄警察署及び交通機動隊が連携した取締りを行い、地域住民の安全・安心の確保に努めています。

今後も取締手法や他府県の実態に関し調査・研究を重ね、暴走族等の根絶に向けた対策を強化してまいります。

また、大震災以降の電力の供給不足に対応するため、「神奈川県電力・節電対策基本方針」に基づき、県が管理する国道・県道において、交通安全上影響が少ない見通しの良い直線区間等の道路照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した消灯を行っており、その他の大部分の道路照明灯については、再点灯しております。

なお、消灯箇所については、今後も夜間の道路パトロールを行うとともに、地元警察とも連携しながら、道路交通の安全性を確認し、必要に応じて再点灯を行ってまいります。

さらに、契約事務からの暴力団排除ですが、今後は、事業者に対して役員名簿を県に提出することを求める、暴力団関係者が入っていないかどうかを県警察に照会し、該当事業者については、県警察から県及び市町村にその旨の通知を発し、指名停止により契約から排除していくこととします。

(要望事項)

(2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

<措置状況> (警察本部)

交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も、地域の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討してまいります。

また、県警察では、平成25年度の警察官の増員に向けて、国に対して要求を行い、16人の増員が認められたところであります。しかしながら、依然として本県の警察官一人当たりの負担人口や犯罪情勢を見れば、現在の警察官をもってしても十分とは言えない状況であります。

今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

(要望事項)

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局、警察本部)

防犯灯については、基礎自治体である市町村が、地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、御要望の財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しています。

また、県警察では、平成20年度から平成23年度までに、スーパー防犯灯と同等の効果が期待でき、1基単位で設置できる街頭緊急通報装置を14地区に18基を整備してまいりました。

今後も、県内全体の治安情勢や県民の要望等を考慮しながら、「街頭緊急通報装置」の設置について検討してまいります。

また、市町村で独自に設置した場合には、警察が設置するものと同等の効果が得られるよう通報先を警察本部の通信指令室とするなど、技術的な支援に努めてまいります。

II 共通要望

1 町村財政基盤の整備

(要望事項)

(1) 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望します。

ア 経済状況の厳しい中、国民の低燃費志向による軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は、昭和59年度から据置かれている状況にあり、自動車税と比較すると非常に低い率となっている。

軽自動車は、性能面において普通自動車と遜色のないレベルにあり、環境への影響にも配慮されていることから、応分の負担を求められるものと理解する。

町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から、自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう要望すること。

<措置状況> (総務局)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会を捉えて国に要望してまいります。

(要望事項)

イ 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在、優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも、非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価が、現在、沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げるよう併せて要望すること。

<措置状況> (総務局)

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

ウ 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。

そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

<措置状況>（総務局）

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてまいりましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

(要望事項)

エ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっています。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう引き続き国へ働きかけること。

<措置状況>（総務局）

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出における負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化されておりますが、平成24年度税制改正により、住宅用地に関しては経過措置を講じた上で据置特例が廃止され、負担調整措置の一部簡素化が図られています。

今後とも、土地に係る税額計算の簡素化が図られるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

オ 国の制度改革等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっている。厳しい財政状況の中でその対応に苦慮し、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とは言えず、制度改革の内容によっては多大な経費が生じ、同組合への負担金として町村には過重な負担となっていることから、さらなる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する情報伝達に要する費用に関しても、財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

<措置状況>（総務局）

税制改正に伴う電算システム改修経費については、地方交付税の基準財政需要額において、徴稅費の一部として措置されており、また、県民税徵收取扱費交付金も、電算システム改修経費の性格を含むものとされております。

しかし、改修経費や運用コストが町村の負担になっているという御意見を踏まえ、より一層の財源措置がされるよう機会を捉えて国に要望してまいります。

(要望事項)

カ 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により、郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその2分の1とする特例措置が創設された。今後、平成29年9月末までの完全民営化という解釈により、特例措置が延長されるのではとの懸念がある。

よって、課税の公平の観点から、平成25年度以降の特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

<措置状況>（総務局）

地方税法に規定されている課税の特例等は、国の政策遂行を目的として規定されているものであり、日本郵政株式会社（郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、平成24年10月1日に合併）が所有する固定資産に係る特例措置については、国の政策遂行上の観点から判断されるべきものと考えております。

なお、平成25年度税制改正により、日本郵政株式会社に対する固定資産税及び都市計画税の特例

措置については、平成25年度から課税標準を価格の5分の3とした上で3年間延長することとされました。また、平成25年度税制改正大綱には、当該法人に対する税制上の措置について引き続き所要の検討を行うこととされています。

(要望事項)

- キ 不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について、及び同法第164条に過料について規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところである。
- については、国において建物の表題登記に係る指導等の徹底をするよう要望すること。

<措置状況> (総務局)

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法の規定により、登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することとなっております。

したがって、適正な課税を図る上で、適正な登記がなされる必要があることから、機会を捉えて国に要望してまいります。

(要望事項)

- ク 個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参考して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せられないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題があるので、非課税限度額について、全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め国へ要望すること。（1級地で収入金額100万円以下が非課税、3級地で93万円以下が非課税である。）

<措置状況> (総務局)

個人住民税均等割の非課税限度額については、全国の町村で一律ではなく、低所得者層の税負担に配慮し、生活保護法の生活扶助基準額を勘案した非課税限度額が設定され、その額は、各市町村の生活保護級地区分により定められております。

したがって、低所得者層に対する負担軽減措置としての趣旨において、慎重に検討すべきものと考えております。

(要望事項)

- ケ 法人町村民税の予定納税は、確定申告により法人税割が生じなかった場合、予定納税した税額を還付することになる。その際、還付加算金も合わせて計算して還付することとなっている。現在、この還付加算金については、還付する金額に年7.3%（当分の間、前年の11月30日経過時における日本銀行法により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額となっている。この割合（現在は、年4.3%）というのは、金融機関の普通預金や定期預金の金利よりも高く、法人にとっては、高金利ではあるが、町村にとっては高負担であるので、地方税法を改正するよう国へ要望すること。

<措置状況> (総務局)

還付加算金の計算において適用される「特例基準割合」については、平成25年度税制改正により、平成26年から、「各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合に、年1%の割合を加算した割合」へと見直されました。

(要望事項)

コ 個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっている。そのため、所得の発生年とそれに係る所得割額の課税年に1年のズレが生じており、課税時点の負担能力に合致しているとは思えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦労しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とするよう国へ要望すること。

<措置状況> (総務局)

納税者、特別徴収義務者、地方団体の事務負担等を踏まえつつ、現年課税について検討するよう、機会を捉えて国へ要望してまいります。

(要望事項)

サ 公的年金に係る特別徴収について、現在の制度は年度途中での税額修正が出来ない。また、年金所得以外の所得が合算出来ないため、事が複雑になり納税者への説明が困難で理解が得にくい。今後、制度の見直しをするよう国へ要望すること。

<措置状況> (総務局)

公的年金に係る特別徴収においては、給与所得に係る税額は合算できませんが、公的年金及び給与所得以外の所得がある方については、年金所得に係る特別徴収額と合算して特別徴収することができます。

また、平成25年度税制改正により、特別徴収税額の通知後に当該税額が変更された場合など、一定の要件の下、特別徴収を継続することができるよう見直されました。

(要望事項)

シ 現在、個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県でも本年度、推進用のパンフレットを作成し、これを市町村において特別徴収未実施の事業所へ配布し、その徹底を図るとともに収納率の向上に努めているところである。

しかしながら、事業所では経理担当者の事務量が増加するなどの理由から協力が得られないのが実情である。また、市町村単独で推進しても他市町村内にある事業所に勤務する住民も多く、各町村管内での推進には限度がある。

以上のように、神奈川県及び県内市町村で共に努力しているところではあるが、国として広報等の支援・協力に力を入れるよう要望すること。

<措置状況> (政策局)

個人住民税の特別徴収については、通勤圏や生活圏となる近隣都県と連携した取組が効果的であることなどから、自治体を横断する全国的な取組が必要と考えておりますので、全国的広報の実施等について、機会を捉えて国へ要望してまいります。

(要望事項)

ス 固定資産税における用途変更宅地及び類似用途変更宅地等の前年度課税標準額の平均負担水準方式は、3年ごとの評価替時に、地方税法附則を改正し平均負担水準方式を継続されてきたが、平均負担水準方式を採用している団体は県内では4市町程度であり、ほとんどの市町村がこれを採用していない。

このため、平均負担水準方式を採用する場合は、その団体が条例を整備して適用すべきであり、採用しない市町村が地方税法附則により、条例で適用しないものとしなければならないのは極めて不合理であることから、実情に即した地方税法の見直しを要望すること。

<措置状況> (総務局)

平均負担水準方式は、市町村の事務負担軽減のために平成11年度に導入されましたが、当該方式を適用した場合、変更後の用途と同じ用途の周辺の土地と比べて税負担のバランスを欠く場合があることから、経過措置として例外的に市町村の条例で定めた上で、前年度において変更後の用途であったとみなして前年度課税標準額の算出を行う、いわゆる「みなし方式」を採用することができ

るとされました。

したがって、各町村の実情に応じて、平均負担水準方式を導入、または条例で定めた上でみなしき方を採用、のいずれかの対応をしていただくものと認識しております。

(要望事項)

セ 制度改正に伴うシステム改修費は、徴収取扱費に算定上含まれていることであるが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

<措置状況> (政策局)

国の制度改正に伴うシステム改修等の費用も含め、地方税法上、個人県民税の納税義務者数に3,000円を乗じて得た金額を徴収取扱費として負担をしており、県がこれとは別に特別の負担を行うことは困難であります。

(要望事項)

ソ 地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税を特別徴収することになっているが、罰則規定がないため実施していない事業者が多く、実施事業者でもパート従業員等の非正規労働者の多くを普通徴収とし、年間4回の納付となっているのが現状である。

また、普通徴収では1回の納付額も多額となり、納税者の負担が大きく、昨今の不景気も重なって滞納件数が増加し、徴収の面からも大変苦慮しているところである。

収納率向上のためには、特別徴収義務者を増やすことが重要であると考えられるが、一自治体だけでは周知・理解を得ることは困難な状況にある。

については、個人住民税の特別徴収制度について県内自治体での完全実施に向けて、県として主導すること。

<措置状況> (政策局)

個人住民税の特別徴収の推進を効果的に進めるには、市町村の区域を超えた広域的な取組が必要と考えておりますので、市町村の意見を踏まえながら、今後、全県統一の取組としていくよう、検討を進めていきたいと考えております。

(要望事項)

タ 個人住民税については、所得税から個人住民税への税源移譲後、町村の税収が拡大する一方、収入未済額も増加しており、その圧縮が大きな課題となっている。

こうした中、神奈川県で平成19年度から実施されている、町村への県税務職員短期派遣制度は、高度な専門知識と豊富な経験を有する県税務職員が、町村の併任職員として、高額滞納者や困難な事案等に対し積極的に取り組んでいる。

この制度は、収納率向上と町村自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

については、平成25年度以降についても、県税務職員短期派遣制度の継続を引き続き実施すること。

<措置状況> (政策局)

県税務職員による市町村への短期派遣制度については、平成25年度も継続して実施していくと考えております。

なお、平成26年度以降については、これまでの効果を踏まえ、より効果的な取組について検討していきたいと考えております。

(要望事項)

(2) 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスピリジウムなどの問題への対応、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

ア 政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

<措置状況> (総務局)

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、地方公共団体金融機構資金の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されています。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会を捉えて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

イ 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況> (総務局)

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施されておりましたが、25年度限りの措置として、対象団体を特定被災地方公共団体に限り、認められることとなりました。

一方で、高金利の地方債利子に対する特別交付税制度については、対象年利が1%引き下げられるなど拡充されたところであり、公債費負担対策については、一定の措置がなされていると理解しております。

(要望事項)

(3) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実について

当補助金は、抜本的な見直しを経て平成24年4月1日から市町村自治基盤強化総合補助金として創設されました。

その中で、生活道路や集会施設といった地域住民に身近な生活関連施設については、広域的な地域課題の解決に資する事業へシフトされたこともあり、補助対象が縮小しています。これらはまだまだ整備が不十分であることからも、生活関連施設整備事業については個別市町村であっても補助対象として十分な財源を確保するよう要望します。

<措置状況> (総務局)

市町村自治基盤強化総合補助金は限られた財源の中で、広域連携への財政的支援の重点化等を図るものであることから、生活道路や集会施設等の施設整備等の生活関連施設整備事業については、広域的な利用が図られる場合を除き、原則として補助対象外となっております。

なお、山間半島地域特例事業や市町村提案型事業、特定地域課題解決型事業など、地域の実情に応じた支援制度を設けておりますので、そうした制度の活用についても御検討いただければと考えております。

(要望事項)

(4) ふるさと雇用再生特別基金事業等の継続について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響による雇用情勢悪化の長期化が懸念

されるとともに、東日本大震災による被災者につきましては、避難先での仕事がなく、不安な日々を過ごしているところです。しかし、震災の影響により雇用情勢悪化の長期化が懸念される中におきましては、企業努力のみでは雇用が促進されることを考えにくい状況であると言わざるをえません。

一方、地方自治体をみましても、税収の減等による厳しい財政状況の中、例えば、公共事業を積極的に行うこと等による新たな雇用創出は難しいのが現状です。

そこで、県におかれましては、国の施策である「雇用創出の基金による事業」の要件緩和などによる弾力的な活用が可能となるよう、また、事業期間が延長されるよう国に働きかけていただき、さらなる雇用の促進に取り組まれるよう強く要望します。

<措置状況>（商工労働局）

県では、雇用対策の充実強化を「平成25年度国の施策・制度・予算に関する提案」の重点的提案項目に位置づけ、基金の拡充も含め、地域の創意工夫が活きる、具体的な支援施策を早期に示すよう、国に働きかけを行ってまいりました。

その結果、雇用創出基金事業のうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、国の平成24年度予備費及び補正予算により基金の拡充が予算計上され、原則として平成25年度末まで延長される見込みとなっております。

（要望事項）

(5) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、国策として行われた先の「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となつたが、廃止に伴う経過措置として給付に要する費用の配分は普通交付税措置のため、不交付団体は、多額の負担を負うことになります。

国は、普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金として全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（総務局）

地方議会議員年金制度の廃止に伴う財政措置について、今後、市長会、町村会等において国へ要望する動きがあれば、県としてもこれを後押ししてまいります。

2 地域情報化施策の推進

（要望事項）

(1) 土地波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の一部の地域では、山間部特有の複雑な地形のため、テレビ電波が良好に受信できる地域と異なり、テレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信し、また、個別アンテナ受信者も劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、地上デジタル放送の受信エリアは拡大されましたが、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残される事例があり、共同受信施設事業の重要性はさらに増すことと思われます。

このため、中には加入者が減少しても規模を縮小して存続せざるを得ない共同受信施設が生じることが懸念され、共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するための設備更改等にかかると想定される費用は、小規模な事業者の重い負担となることが考えられます。

国では平成20年度に「辺地共聴施設整備事業補助金」の交付を決定していますが、国の負担額は補助対象経費の1/2であり、また、共同受信施設を利用している地域は新たな難視聴地域に該当しないため、この補助金を申請しても事業者の負担は決して少なくならないと思われます。

つきましては、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する国による負担措置を、補助対象経費の満額とされるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県民局）

地上波テレビ放送のデジタル化は、国の施策として実施されているものであり、このことによつ

て生じる地域的格差については、国の責任において適切な措置を講じるべきものと考えております。

県としては、御要望の趣旨について、平成24年8月、国に要望したところですが、今後も「神奈川県地上デジタル放送普及推進会議」などの機会を捉えて国に伝えるとともに、国からの関連情報については、迅速、的確に市町村に提供してまいります。

(要望事項)

(2) 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応していただくとともに、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアが統一的に拡大されるよう、各企業のアンテナが共架できる電波塔の設置について、県で取り組んでいただくよう要望します。

<措置状況> (環境農政局)

県として、電波塔の設置はできませんが、各企業から国定公園及び県立自然公園内へのアンテナ基地局の設置許可申請があった際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。

また、安全な登山のために、登山道など公園施設の維持管理及び適切な登山道情報の提供に努めるとともに、登山者に対して、天候や登山道の状況を事前に確認する、経験や体力を考慮した日程及びコースを選ぶといった安全登山のための基本的な事項についての普及啓発に努めてまいります。

(要望事項)

(3) 戸籍コンピュータの維持管理にかかる財源措置について

住民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (総務局)

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところです。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいります。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

(要望事項)

(1) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。

つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

ア 野猿被害対策については神奈川県第3次ニホンザル保護管理計画に基づき、追い払いを中心と実施している。しかし現行計画では、捕獲許可権限は県にあるものの、被害対策はあくまで市町村単位で実施するものとされているため、自治体間相互での追い払いにより群れが市街地に定住する形となり、目指す棲み分けではなく、地域住民が恒常に被害を被る状況になっている。これでは、群捕獲や追い上げによる徹底した適正管理施策は、実現可能性が全くないと

言える。

つきましては、市街地や農地を往来することで農作物や生活被害及び人身被害を発生させ、農業従事者の耕作意欲や地域イメージの低下によって地域が衰退することのないよう、ニホンザルの群れの捕獲や追い上げ等、被害防止の観点から根本的解決を図るための積極的な事業を広域的に実施すること。

＜措置状況＞（環境農政局）

ニホンザルについては、第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画に基づき、モニタリング結果を検証しながら市町村をはじめ多様な主体と連携して、総合的、計画的な保護管理や防除を進めております。

平成24年度からの新たな取組として、県の環境部門と農政部門で構成する鳥獣被害対策支援チームを設け、鳥獣被害対策や栽培指導など総合的な支援を行うことにより、地域自らが継続的・計画的に鳥獣被害対策を推進する仕組みづくりの支援を始めたところです。

平成23年度に引き続き実施した、追い上げ候補地の選定のための生息環境調査や効果的な追い上げ手法調査などのモデル事業で得られた成果について、市町村等への情報提供など計画的な対策の実施に活用してまいります。

さらに、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域県政総合センターが事務局を務め、県、市町村、農業団体などで構成する地域鳥獣対策協議会において、地域関係者の連携による広域的な被害防止対策や捕獲体制などについて議論・検討を行うとともに、隣接している山梨県や静岡県とは、毎年定期的に情報交換会を行っております。

（要望事項）

- イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進。

＜措置状況＞（環境農政局）

県営林における広葉樹林の保育は、必要最小限とすることを原則とし、林冠が閉鎖して下層植生が劣化し土壌の流出などの恐れがある場合に、受光伐や土壤保全工の設置等を行うこととしております。

なお、県営林では、生物多様性の保全、森林生態系の健全性と活力の維持、土壤と水資源の保全などに配慮しながら木材資源の循環利用を図ることとし、森林の立地条件、自然条件に応じた目標林型を定めて森林施業を進めていますが、この中で、人工林の混交林施業や巨木林施業については、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものと考えています。

（要望事項）

- ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

＜措置状況＞（環境農政局）

鳥獣保護管理対策事業費補助金については、大変厳しい財政状況のもと、緊急財政対策の取組を進める中にあっても、平成24年度と同額を確保したところです。

また、鳥獣被害対策を効果的に進めるため、県の補助金と併せ、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」など、活用が可能な助成制度の積極的な活用もお願いします。

（要望事項）

- エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化と要望額通りの確実な補助金交付。

さらに、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を国に働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政局）

市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、県補助金の一般的な補助率が事業費3分の1以内であるのに対し、補助率を事業費の2分の1以内としており、今後も、市町村からの要望を踏まえ、予算の確保に努めてまいります。

なお、大変厳しい財政状況のもと、緊急財政対策の取組を進める中にあっても、平成24年度と同額を確保したところです。

また、鳥獣被害対策を効果的に進めるため、県の補助金と併せ、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」など、活用が可能な助成制度の積極的な活用もお願いします。

そして、現行の農業災害補償制度の対象範囲の拡大については、全国的な共済需要の有無、引受（加入申込）及び損害評価方法等の保険設計上の問題点の解明が必要であり、困難であると国から聞いております。

なお、本県において未実施の共済の対象品目について、作物の生産及び被害状況を把握し、保険母集団が確保できる農家ニーズが確認された場合は、共済の対象品目として追加するよう、神奈川県農業共済組合に働きかけています。

(要望事項)

オ 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

- ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
- ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
- ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立
- ・ 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけ

<措置状況> (環境農政局)

有害鳥獣対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、個体数調整と追払いや防護柵の設置、誘引要因の除去などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があつてこそ効果的な対策が可能となることから、市町村が実施する鳥獣被害対策事業に対し、平成25年度当初予算で措置したところです。また、平成24年度からは野生鳥獣対策における新たな取組として、県の環境部門と農政部門で構成する鳥獣被害対策支援チームを設け、地域自らが継続的・計画的に鳥獣対策を推進する仕組みづくりを支援しております。

さらに、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域県政総合センターが事務局を務め、県、市町村、農業団体などで構成する地域鳥獣対策協議会において、地域関係者の連携による広域的な被害防止対策や捕獲体制などについて議論・検討してまいります。

また、県が捕獲許可権限を有するシカ、サル等について、捕獲許可の申請があった時には、速やかな審査に努めています。

捕獲されたサルの個体処分の経費を含めて市町村に対して助成を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援を行ってまいります。

忌避剤の研究、検証については、国等において行われておりますので、それらの情報収集・提供に努めています。

(要望事項)

カ 広域獣害防止電気柵の設置について、設置効果を維持するためには、電気柵周辺における雑草の除去等の環境整備が必要不可欠であり、設置に係る費用のみならず、草刈等の維持管理に要する経費についても、補助対象とすること。

<措置状況> (環境農政局)

広域獣害防止柵については、事業開始の際の県と市町村との合意により、設置後の維持・保全については、市町村や地域の皆さんとの共同した取組により実施することを原則としております。

また、市町村等が実施する防護柵の整備など被害対策事業については、既存の補助制度の中で支援しております。

(要望事項)

キ 鹿の将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

<措置状況>（環境農政局）

第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息密度調査等のモニタリングを計画的に実施してまいります。

(要望事項)

- ク 捕獲した鳥獣の処分等に係る補助制度を創出すること、また、処分方法を統一すること。さらに、食肉処理マニュアルの策定も検討すること。

<措置状況>（環境農政局、保健福祉局）

捕獲した鳥獣の処分費も含め、鳥獣保護管理対策事業費補助金で対応しており、大変厳しい財政状況のもと、緊急財政対策の取組を進める中にあっても、平成24年度と同額を確保したところです。

また、捕獲個体を致死させる場合は、動物の福祉に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法によるものとしております。

平成24年に開催された「丹沢ジビエ研究会」において、食肉処理マニュアルは、営業者が、使用する施設に合わせて作成する食品の取扱いに係る衛生上の管理運営に関する要領であることについて、御説明したところです。今後、施設の所在地や処理する鳥獣の種類、規模、加工する製品概要等、具体的な内容が明らかとなった時点で、その施設の所在地を所管する保健福祉事務所が、マニュアル作成に当たっての相談等に対応してまいります。

(要望事項)

- ケ イノシシやシカ等の大型獣による農作物被害に対する農家の自衛対策を促進するため、わな猟免許の取得について積極的に支援すること。

<措置状況>（環境農政局）

現在、銃器による捕獲が困難な地域でのわな捕獲を推進するために、わな免許の推進に取り組む農業協同組合が行う農業従事者の狩猟免許取得推進のための事業に要する経費に対して支援を行っておりますが、今後も引き続き支援に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 外来生物被害対策に対する支援について

アライグマ・タイワニリスによる生活被害・農業被害・生態系被害がともに深刻化しています。県内での分布域は拡大傾向にあり、これらの外来生物による被害の早急な解決のため、次の事項について要望します。

ア 特定外来生物であるタイワニリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となる。また、ニホンリスとの競争も懸念されるため、早急に神奈川県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

<措置状況>（環境農政局）

タイワニリスの防除については、被害が発生しているエリアが横須賀三浦地域に集中しているため、各市町における捕獲等が円滑かつ計画的に進められるよう、県はあらかじめ国と調整して申請書の記載例を作成するなどして、当該地域の各市町による防除実施計画の策定と捕獲事業を支援してまいりました。

今後は、横須賀三浦地域県政総合センターが事務局を務める横須賀三浦地域鳥獣対策協議会などが防除計画に沿って進める半島全体の計画的で効果的な防除・一斉捕獲を促進するため、平成25年度からは、捕獲技術の普及・指導を行う専門家による講習会を、横須賀三浦地域を含め県内各地域で開催してまいります。

(要望事項)

- イ 県が所管する公園や緑地にも、多くのタイワニリスやアライグマが生息し周辺への供給源となっている可能性がある。市町村等の実施する捕獲時期にあわせて、これらの場所での捕獲を

実施すること。

＜措置状況＞（環境農政局）

特定外来生物についても、他の鳥獣被害対策と同様、被害が発生している地域の市町村が、鳥獣の種類、被害地域の実情に応じた対策を講ずることが効果的であると考えられます。そのため、県は、市町村が行う鳥獣被害対策に対し、財政的・技術的支援を行っておりますので、県が所管する公園や緑地等に関らず、市町村において必要に応じて捕獲等を実施していただきますようお願いいたします。

なお、希少な動植物又は地域生態系における重要な動植物の保護を目的とした生態系被害防除のためのアライグマの捕獲については、所管に関わらず県において実施しております。

（要望事項）

ウ 横須賀三浦地域には、技術的支援や研修を通じて地域の人材育成のための鳥獣被害防除対策専門員が配置されておらず、地域の継続的・計画的な被害対策を推進する鳥獣被害対策支援チームの編成もない。地域で一体となった防除を実施するためにも、捕獲技術の普及や一斉捕獲をコーディネートできる人材の配置と支援チームによる取組を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政局）

横須賀三浦地域県政総合センターが事務局を務める横須賀三浦地域鳥獣対策協議会においては、必要に応じて専門知識をもつ学識経験者を委員とすることができます。また、計画的で効果的な防除・一斉捕獲を促進するため、捕獲技術の普及・指導を行う専門家による講習会を開催してまいります。

鳥獣被害対策支援チームについては、地域県政総合センターが主体となり、これまでの環境部門による農作物被害対策に加え、農政部門による営農面からの指導も併せて行い、環境部門と農政部門が一体となって地域の継続的・計画的な被害対策を推進するための取組です。今後、他地域での取組の成果や地域の特性を踏まえ横須賀三浦地域における立ち上げを検討してまいります。

（要望事項）

（3）ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多く吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではなくなってきています。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

ア ヤマビルの駆除、防除対策のさらなる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大。

＜措置状況＞（環境農政局）

ヤマビルの駆除対策については、平成19・20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めております。今後も市町村の重点対策計画に基づき草刈りなどの環境整備活動を行う地域の取組などを支援してまいります。

（要望事項）

イ 県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。

特に、県が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園として管理する宮ヶ瀬湖畔園地においても、シカ等によってヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいる状況であり、早急な対策を講ずること。

<措置状況>（環境農政局）

ヤマビルを運ぶシカの侵入防止を目的とする防鹿柵の設置については、既存の補助制度の中で支援しており、平成25年度当初予算で措置したところです。

なお、既存柵の維持管理は市町村が行うこととしておりますので、その撤去も市町村において行うようお願いします。

ヤマビルの駆除対策については、市町村の重点計画に基づき草刈りなどの環境整備活動を行う地域の取組などを支援してまいります。

宮ヶ瀬湖畔園地では、管理者が草刈り等の環境整備を行っておりますが、宮ヶ瀬湖周辺におけるヤマビルを運ぶシカの捕獲については、湖の東側の仏果山側斜面において、平成24年度から県の管理捕獲を開始したところです。

(要望事項)

ウ 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

<措置状況>（環境農政局）

平成19・20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究では、即効性のある駆除方法は確立されませんでしたが、広域的な対策として、分布拡大の抑制に向け、運搬動物とされるシカについて、市町村が行う管理捕獲や防護柵の設置事業に対し、平成25年度当初予算で措置したところです。

(要望事項)

(4) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

河川区域内の立木の伐採や草木の除草等は、治水や河川環境保全などの観点から、河川管理者が定期的に実施されておりますが、法面などに大木化した樹木が存在する箇所も多く存在し、台風等による倒木で、災害につながる恐れが懸念されるため、さらなる事業拡大を要望します。

また、自治会等が行う河川清掃や除草作業等に対し、「自治会委託制度」による助成制度を創設しておりますが、採択要件等が厳しいので、利用がしにくい状況となっているため、採択要件等の緩和及び事業費の引き上げを要望します。

<措置状況>（県土整備局）

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しておりますが、厳しい財政状況ではありますが、今後も引き続き実施するよう努めてまいります。

地元住民や各種団体が行っている除草等への助成制度については、草刈り等を地元自治会等に委託する自治会委託制度がありますので、今後もこの制度のより一層の活用を図るため、ホームページ等により自治会等へのPRを進めてまいります。

(要望事項)

(5) 住宅用太陽光発電導入促進について

住宅用太陽光発電システム設置に対する助成について、住宅用太陽光設備設置補助金について、3.11の東日本大震災以降再生可能エネルギーに対する関心が高まりを見せる中、太陽光発電設備の設置並びに補助金の交付件数も増加していることから、平成25年度のさらなる予算措置、並びに新制度の検討等については、十分な検討を行う中で市町村に対する適切な情報提供と共に、自然エネルギーの有効活用に対する県の積極的な推進を要望します。

<措置状況>（環境農政局）

住宅用太陽光発電への補助については、普及の拡大に伴い設置価格が大幅に低下していること、「かながわソーラーバンクシステム」における設置プランの中には補助金なしでも設置費用の回収が見込めるプランが存在することなどから、設置費用の負担軽減を図るという補助の目的はある程

度達成しつつあると考えております。今後は、民間ベースでの自立的な普及が見込まれるため、現行の補助制度は、平成24年度で廃止します。

なお、分散型エネルギー一体系の構築に向けて「スマートハウス」の整備促進を図るため、HEM S (Home Energy Management System) と太陽光発電設備等の設置費用をセットで補助する新たな支援策について、市町村に対し情報提供するとともに、いただいた御意見を参考に検討を重ね、平成25年度当初予算において所要の措置を講じました。

(要望事項)

(6) 新エネルギー導入促進について

東日本大震災に伴う電力供給不足や地球温暖化防止対策を推進するために、新エネルギー導入の促進の拡大を図ることが重要であるため次のとおりの措置が講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望します。

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、技術的支援や財政的支援の充実をすること。

<措置状況> (環境農政局)

平成24年7月からスタートした固定価格買取制度においては、全量買取が適用される事業用(10kW以上)の太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電等については、一定の利潤が確保できるように買取価格や買取期間が設定されたため、これらの発電設備に対する財政的支援は考えておりません。

また、余剰買取が適用される住宅用太陽光発電への補助については、普及の拡大に伴い設置価格が大幅に低下していること、「かながわソーラーバンクシステム」における設置プランの中には補助金なしでも設置費用の回収が見込めるプランが存在することなどから、設置費用の負担軽減を図るという補助の目的はある程度達成しつつあると考えております。今後は、民間ベースでの自立的な普及が見込まれるため、現行の補助制度は、平成24年度で廃止します。

なお、分散型エネルギー一体系の構築に向けて「スマートハウス」の整備促進を図るため、HEM S (Home Energy Management System) と太陽光発電設備等の設置費用をセットで補助する新たな支援策について、平成25年度当初予算において所要の措置を講じました。

財政的支援以外の支援策としては、「かながわソーラーバンクシステム」や民間施設を対象とする「屋根貸しマッチング事業」などにより、再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。

(要望事項)

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取組として早期に検討し、さらに水源環境税も活用して、広域的に取り組むこと。

<措置状況> (環境農政局)

県では、平成24年度からの5年間に取り組む対策を明らかにした「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、水源地域の森林整備を推進しております。また、林道などから近く資源として活用可能な森林については、間伐材を搬出して有効利用を図ることとしております。

具体的に搬出した間伐材は、良質な木材は柱や梁として、また曲がりや節が多い低質材は合板等に加工して、その他の大曲りや細く合板にも利用出来ない木材は、チップや土木用資材として、多段階利用に務めています。

なお、林地残材の木質バイオマス資源としての活用については、「かながわグランドデザイン」のプロジェクトIの「かながわスマートエネルギー構想の推進」に位置づけた「太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入促進」の中で、地域特性に応じて実現可能性などに関する検討を行うこととしております。

木質バイオマスは、太陽光や風力など他の再生可能エネルギーと異なり、小規模、分散、重いなどの特徴を有しており、そのため、エネルギーとしての利用にあたっては、林地残材の搬出・収集・運搬コストの低減や、年間を通じて相当量の林地残材を安定的に集めてチップ加工する必要があるなど、解決しなければならない様々な課題があり、他県でも試行錯誤を重ねている状況です。

本県においても、様々な団体等から林地残材等のバイオマス利用等に関する取組の提案をいただ

いておりますが、こうした課題があることから具体的な取組につながっていない状況です。

このため県では、今後も、提案される様々な取組の実現可能性を検討するとともに、コスト低減につながるような新技術に関する情報収集等に努めてまいります。

なお、水源環境保全税を活用している「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における特別対策事業は、第1期実行5か年計画に引き続き「水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組」としており、現状においては、木質バイオマスとしての林地残材の活用はこれにあたらないと考えております。

(要望事項)

ウ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が全面施行されることとなり、全国的にメガソーラー発電の事業化の動きが活発化しているなかで、メガソーラー事業者を誘致するにあたり必要となる環境整備等に関し新たな支援について、事業化が有利な法施行後3年以内に適用が可能となるよう、早期に実現すること。

<措置状況>（環境農政局）

平成24年7月からスタートした固定価格買取制度では、太陽光発電についても全量買取が適用される事業用（10kW以上）は、一定の利潤が確保できるように買取価格等が設定されており、民間ベースでの普及が見込まれるため、メガソーラーの設置に対する財政的支援は考えておりません。

ただし、市町村がメガソーラー誘致のために行う基盤整備事業等については、買取価格等の設定時にコストとして十分に考慮されていないため、必要な支援策について検討してまいります。

(要望事項)

エ 国は新エネルギー導入促進の拡大を図るため、早急に方針を打ち出し、効果的でわかりやすい制度の創設や、周知啓発、また、再生可能エネルギーの固定買い取り制度を確実に推進できるようなシステムの構築を県からも要請すること。

また、県においても家庭での新エネルギー導入が促進されるよう、住宅太陽光発電設置補助や電気自動車購入補助の継続や、新たな各種制度の創設について検討すること。

<措置状況>（環境農政局）

平成24年6月に「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」として、「再生可能エネルギー等の本格的普及拡大に向けた大胆な政策展開」について、国への提案活動を行いました。

具体的には、エネルギー政策の抜本見直しに当たっての再生可能エネルギーの加速度的な普及拡大の位置付け、意欲的な導入目標と達成に向けたロードマップの作成、分散型エネルギーの利用拡大、発送電分離を含めた新たな電力システムの構築等について、提案を行いました。今後も、再生可能エネルギー等の普及拡大に向けて、必要に応じて、国への提案、要望を行ってまいります。

住宅用太陽光発電への補助については、普及の拡大に伴い設置価格が大幅に低下していること、「かながわソーラーバンクシステム」における設置プランの中には補助金なしでも設置費用の回収が見込めるプランが存在することなどから、設置費用の負担軽減を図るという補助の目的はある程度達成しつつあると考えております。今後は、民間ベースでの自立的な普及が見込まれるため、現行の補助制度は、平成24年度で廃止します。

なお、分散型エネルギー一体系の構築に向けて「スマートハウス」の整備促進を図るため、HEMS（Home Energy Management System）と太陽光発電設備等の設置費用をセットで補助する新たな支援策について、平成25年度当初予算において所要の措置を講じました。

また、電気自動車については、「2014年度までに県内3,000台」の普及を目標に導入補助等を行い、平成24年6月末時点で目標を達成し、初期需要創出に一定の成果を上げたため、電気自動車導入補助は廃止し、今後は、給電機能にも着目した普及に取り組んでまいります。

(要望事項)

(7) 農地の有効利用と担い手育成などの農業振興策について

国の施策である農業者に対する農業者所得補償制度は、経営規模の小さい農家では活用しにくい制度であるうえに、申請書類や手続きが複雑なため、利用者が少なく制度本来の目的が達成されていません。全国的にみると経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独

自の畠作物等所得補償制度等の創設を要望します。

また、農業者の高齢化と後継者不足を補うため、県では農業アカデミー等で新規就農支援等の育成を行っていますが、直接就農希望者と接するのは市町村であり、市町村自ら新規就農希望者の育成を図るほうが効率的です。

耕作放棄地や遊休農地を解消して農地を有効利用し、継続して管理ができる意欲的な農業者や新規就農者等の担い手を市町村自らが育成・支援を行う事業に対し、農地を農業用倉庫等に活用できる柔軟な規制緩和と、新たな補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

農業者戸別所得補償制度においては、「平成25年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、「野菜や果実、酪農などを中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度とすること」として、制度の拡充について国に要望しております。

また、県では、かながわ農業アカデミーでの教育研修や、農業改良普及指導員を通じた技術支援など、県全体で意欲ある担い手の育成に体系的に取り組んでおり、こうした事業を市町村が個別に実施するのは効率的でないと考えられることから、新たな補助制度を創設する必要性は低いと考えております。

規模拡大等を志向される担い手農業者や新規就農者等が農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画（利用権等）の設定により、農地を農業用倉庫等にする場合は農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に係る許可は不要となります。

また、農業者自らの耕作に必要な農業用施設は所定の条件が整えば、同様に許可が不要となる場合がありますので、現行制度の枠組の中で対応していきたいと考えております。

4 福祉施策の充実

（要望事項）

（1）児童福祉の充実について

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

児童家庭相談体制の整備は、市町村の責務であることから、県による専門職員の派遣や新たな補助制度の創設は困難ですが、引き続き、児童相談所の児童福祉司等による同行訪問や同席面接、ケース検討会議への参加、研修会の実施など、実情に合わせた支援を行ってまいります。

また、急増する児童虐待相談への対応のため、専門職員の配置等、市町村の児童家庭相談体制の整備に係る財政支援について、国へ要望しております。

（要望事項）

イ 神奈川県の単独補助である民間保育所運営費補金については、平成21年度より開所時間加算及び3歳から5歳の利用者別基礎加算が段階的に廃止され、平成23年度には完全廃止となっている。また、障害児保育加算も段階的に廃止され、平成24年度に完全廃止となっている。さらに、平成24年度からは、同補助金の単価が減額されるとともに、平成25年度以降は、補助金の負担割合についても、現行の県2分の1・市町村2分の1から、県3分の1・市町村3分の2に段階的に変更されようとしている。また、この補助金は、平成22年度、23年度には、県の財政状況を理由に満額交付されず、多くの市町村が一般財源により、その不足分を補填している状況にある。県においては、平成24年度は安心こども交付金の活用により補填するとしているが、この交付金もすべての保育所に活用できるものでなく、平成25年度以降の対応も明らかではない。

子育て支援策については、県内各市町村ともに重点施策に掲げ、保育の質の向上と待機児童対策の観点から安易にこの補助金を削減できない状況にある。民間保育所運営費補助金については、対象施設（者）も多く、投資効果の高いものであることから、今後の補助金の削減や負担割合の変更は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

民間保育所運営費補助金については、新たな子ども・子育て支援制度に係る国の動向を注視しつつ、平成26年度以降、社会保障と税の一体改革の議論の動向を踏まえて、見直しを検討してまいります。

（要望事項）

ウ 放課後児童健全育成事業では、国が算出した経費の1／2を補助単価（残りは保護者負担）として、国、県、市町村がそれぞれ1／3ずつ負担することとしている。県も同様に交付要綱を定め、市町村に對し、国・県分にあたる2／3の補助金を交付することとしているが、県の予算の範囲内としているため、平成23年度では、補助金対象額の約80%の交付額となった。国と県の不足額を市町村が一般財源で負担することは、財政上非常に厳しい状況であることから、県は適正な予算計上をすること。

また、国の補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となっており、年間開所日数が250日未満のクラブについては児童数が20人以上とされ、特例分として対象としているところだが、地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数クラブでも対象となるよう、また250日未満開所のクラブを特例でなく恒久的に対象とするよう、国に働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

放課後児童健全育成事業等補助金は、奨励補助のため予算の範囲内での交付となっていますが、国庫補助制度に基づき、県費予算の確保が市町村への交付額に影響してくるため、予算の確保に努めております。

しかしながら、補助対象クラブ数及び児童数が年々増加する中、近年、交付申請額が予算確保額を大幅に上回り、予算の範囲内で交付決定を行っております。

県財政は非常に厳しい状況にありますが、予算の確保に努力してまいります。

国庫補助基準については、10人未満のクラブに対する補助制度を創設するよう「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」において国へ要望しております。

なお、年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさない市町村が単独事業として実施する小規模な放課後児童クラブについては、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）付則第5条第7項の規定により、特別交付税の算定対象となっております。

（要望事項）

（2）障害者福祉の充実について

ア 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。地域生活支援事業については、市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していくよう、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財源確保を図ること。

また、国の要綱改正により市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となつたところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

「地域生活支援事業」の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていることについては、本県としても大変深刻な問題と認識しており、例年、国に対して必要な財源の確保を要望しております。今後もあらゆる機会を捉えて要望してまいります。

事業拡大に伴う市町村の負担増に対しては、通学支援事業と入院時コミュニケーション支援事業を新たに開始する場合、平成22年度から障害者地域生活推進事業費補助として、事業開始初年度の

経費又は拡充の経費の2分の1を県単独で補助しております。

なお、国の要綱改正に関することについては、機会を捉えて国に伝えてまいります。

(要望事項)

イ 障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持すること。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図っていくこと。

<措置状況>（保健福祉局）

障害福祉サービスに係る社会資源において、地域格差が生じていることは認識しておりますが、障害福祉サービスを行う事業者は人員、設備等の指定基準を満たすことを前提として県に申請を行い、事業者指定された後、サービスを行うことができるものであり、社会資源の整備について県から事業者へ働きかけを行うことは困難であります。

自立支援給付に係る費用負担については、障害者自立支援法において、その費用の4分の1を負担することとなっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは、理解しているところです。

そのため、県としては、今後のニーズの伸び等に対応した十分な予算措置を講じるよう、国に要望してまいります。

また、通学支援事業については、市町村が事業を新たに開始する場合、平成22年度から障害者地域生活推進事業費補助として、事業開始初年度の経費又は拡充の経費の2分の1を県単独で補助しております。

(要望事項)

ウ 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とすること。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るために、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

補助率については、市町村との話し合いを行いながら、現在に至っているものです。なお、重度障害者医療費助成制度の実施主体は市町村であり、県の方針では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としております。

また、重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

なお、平成26年度以降、社会保障と税の一体改革の議論の動向を踏まえ、見直しを検討しており、見直しによる県民への影響が大きいことから、慎重に検討をしてまいります。

県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

(要望事項)

エ 在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっている。

短期入所利用者の円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をするとともに、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大をすること。

<措置状況> (保健福祉局)

県では、地域生活支援を目的に短期入所事業所の設置促進等に取り組んでおり、在宅重度障害者等の障害特性に応じた施設及び設備の整備に係る助成として「短期入所強化事業」を平成22年度から創設しております。

また、「障害者地域生活サポート事業」にて、医療的ケアが必要な方の地域生活支援に係る助成として「短期入所利用促進事業」を実施しております。

さらには、市町村の広域連携による支援体制整備への助成として、「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」も、実施しているところです。

今後も、在宅で暮らす重症心身障害児者が安心して生活が送れるような支援策について検討してまいります。

(要望事項)

オ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる第2次一括法）の施行により、平成25年度から育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が町村の事務となるが、公正中立な立場から医学的な判断を行う審査体制の整備などについては、1町村での対応が困難なため、当該事務に付随する審査についてはこれまでどおり県において行うこと。

<措置状況> (保健福祉局)

育成医療の認定は、今後、国の省令改正により、平成25年4月以降、「都道府県、政令市、中核市」から、全ての「市町村」が実施することとなり、それぞれの市町村において、公正中立の立場から医学的な判断を行う審査体制の整備が必要となります。

育成医療の認定権者が、県から市町村になることから、引き続き県が判定を行うことは困難であります。

しかしながら、国では、独自に審査体制の整備が困難な自治体については、複数の自治体による審査会等の共同設置などにより対応するよう求めていることから、現在、県では、こども医療センターにおいて育成医療の意見書の判定が行えるよう調整を進めております。

今後、参加を検討している市町村と、こども医療センターに対する判定依頼の方法や、それに要する費用負担の問題などの協議を進め、平成25年4月以降の育成医療の円滑な権限移譲を図ってまいります。

(要望事項)

カ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法が改正され、市町村が行う地域生活支援事業の追加などが予定されているが、町村においては、これらの職務に携わる専門的知識や技術を

有する人材が不足していることから、研修の実施、講師の派遣、専門的知識を有する職員の派遣など、技術的支援や人的支援を行うこと。

＜措置状況＞（保健福祉局）

県では、現在も相談支援従事者や手話通訳者などの人材育成研修を開催しております。

障害者総合支援法で追加される必須事業については、平成25年2月25日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議」で国から地域生活支援事業実施要綱(案)が示されたところであり、引き続き、市町村への技術支援や人材育成は県の役割として重要と考えておりますので、個別の御要望に沿って対応してまいります。

（要望事項）

キ 平成25年度から育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が、県から市町村に移譲される。これらの事務については、公正中立な立場から医学的な判断を行う審査体制の整備など、専門的な知識を求められる事務であることから、円滑な実施に向けて、研修の実施、講師の派遣など、技術的支援や人的支援を行うこと。

＜措置状況＞（保健福祉局）

育成医療の審査体制の整備について、独自に審査体制の整備が困難な自治体については、こども医療センターにおいて育成医療の意見書の判定が行えるよう調整を進めております。

また、各市町村に対する研修会の実施や講師の派遣など、技術的支援や人的支援については困難であります。現在、各地域の保健福祉事務所毎に、所管市町村に対する事務引継ぎを進めているところであり、平成25年4月以降においても、市町村からの事務処理上の相談は、当面の間、子ども家庭課及び保健福祉事務所で受け付け対応することとしております。

（要望事項）

（3）介護保険制度の改善について

ア 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給 25%及び施設等給付費分 20%にそれぞれ 5 %の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を引き続き国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

介護給付費財政調整交付金については、各市町村の保険料の格差を是正するため、全国平均で 5 %相当となるよう配分されていますが、5 %を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、介護給付費財政調整交付金を別枠として措置するよう、国に要望しております。

（要望事項）

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

介護保険における低所得者対策については、財源措置も含め、介護保険の保険料と利用料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を行うよう、国に要望しております。

（要望事項）

ウ 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられているが、介護家族等に対する慰労制度を一層充実するよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

介護家族等に対する慰労制度については、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、各市町村がそれぞれの地域の実情や必要に応じて実施すべきものであることから、当該事業の活用が望まれます。

（要望事項）

エ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。このような問題を解決すべく現状の分析に基づきさらなる介護報酬の見直しを引き続き国へ働きかけること。

さらに、介護報酬の地域区分の見直しに当たっては、地域によりサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

介護報酬については、施設や事業所の運営の実態を踏まえ、安定的に質の高いサービスを提供できる内容に見直すよう、国に要望しております。

また、地域区分についても、地域の実情に即した必要な見直しを行うよう、国に要望しております。

（要望事項）

オ 介護従事者の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講ずること、その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き国に働きかけること。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付される介護職員処遇改善交付金の充実を図るとともに処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう引き続き国に働きかけていくこと。

＜措置状況＞（保健福祉局）

介護職員の処遇改善については、平成24年4月から介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、経過的な取扱いとして、介護職員処遇改善加算が創設されましたが、処遇改善の一層の充実を図るよう、引き続き国に要望しております。また、第5期介護保険事業計画期における保険料の上昇を抑制するため、平成24年度には、介護保険財政安定化基金の一部を取り崩し、そのうちの3分の1の額を市町村に交付しております。

介護職員処遇改善交付金の効果等については、当該交付金の使われ方も含めて、国が介護従事者処遇状況等調査を実施しているところです。

（要望事項）

（4）老人クラブ活動等事業（老人クラブ助成事業）の基準緩和について

現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね50人以上（運用常時30人以上）が補助対象となっています。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とするよう要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金は、国庫補助での対応であることから、国交付要綱に準じ、

平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に規定された会員数おおむね30人以上の老人クラブを補助対象としております。

老人クラブは、地域ごとに多種多様な活動を行っており、その役割は重要であることから、当該事業のほか、神奈川県老人クラブ連合会への支援を通じて、少人数の老人クラブも含め、活動の活性化に取り組んでおります。

(要望事項)

(5) 生活保護法による級地のは正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全般的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

なお、県企業庁水道局では、生活保護受給世帯に対し、水道料金の基本料金とその消費税分を減免する制度を設けているが、保護費に含まれる光熱水費と実質的な二重給付となっていることから、公平性確保のため、この制度の廃止について検討することを要望します。

<措置状況> (保健福祉局、企業局)

生活保護における級地区分については、地域の実情を十分勘案した見直しを行うよう、これまでにも国に要望しております。

更生医療は生活保護よりも優先される国制度であることから、町村の負担がありますが、生活保護世帯における人工透析にかかる更生医療の町村負担分については、特別交付税の算定の基礎となっており、町村へ交付されることとなっております。県としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

また、県企業庁では、福祉行政に協力する趣旨から、水道事業者として負担できる範囲内で、生活保護・障害者等の世帯及び社会福祉施設等に対し水道料金の減免を行ってまいりましたが、現在、生活保護受給世帯などに対する減免制度の見直しについて、他制度との重複の解消及び地域間における負担の公平性の確保を基本的視点として検討を進めているところであります。今後、給水区域内の市町など関係機関とも調整を図りながら、円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

(要望事項)

(6) 観光地における国設置の公衆トイレへの身体障がい者用オストメイト対応装置の設置について

国が設置している公衆トイレについて、身体障がい者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置について国への働きかけを引き続き要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

「みんなのバリアフリー街づくり条例」の整備基準では、公共的施設にトイレを設置又は改修する場合、車いす使用者などの障害者や子ども連れの方を始め、誰もが利用しやすいトイレ「みんなのトイレ」を整備することとしておりますが、「みんなのトイレ」内には、オストメイト対応の洗浄装置を設けることとしていますので、今後とも条例の適正な運用に努めてまいります。

5 保健医療・衛生対策の充実

(要望事項)

(1) 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者となる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう引き続き国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

障害者、小児の医療費助成、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、引き続き、国保の国庫負担金減額措置の廃止について国に要望してまいります。

（要望事項）

(2) 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧されます。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずるよう要望します。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も伺いながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

なお、平成26年度以降、社会保障と税の一体改革の議論の動向を踏まえ、見直しを検討しており、見直しによる県民への影響が大きいことから、慎重に検討をしてまいります。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者、子育て世帯への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

（要望事項）

(3) 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されていますが、肝炎から肝がんへ進行した場合や他の合併症を併発した場合の費用についても、国の責務とすることを強く要望します。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

肝炎対策基本法では、肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等が規定されており、また、平成23年5月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針においては、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援のあり方について検討するとあることから、国の今後の動向を注視してまいります。

（要望事項）

(4) 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成23年4月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1回の治療につき15万円を限度に助成し、申請1年度目の方は年3回まで、2年度目以降の方については年2回まで、助成年度を通算して5年度、通算10回までとなりました。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態があります。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もありますが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところです。

つきましては、不妊症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図るとともに、不育症治療に係る助成制度等を創設するよう要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っております。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に要望しております。

また、不育症治療に関しては、一部の治療に関して新たに保険適用となるなどの動きがありますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておりません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案しております。

（要望事項）

（5）生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなっています。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、非常に高額で年額では大きな負担となっています。

このうち、町村の負担は4分の1となっているが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい状況となっています。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを引き続き強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、特別交付税の算定基礎となっており、町村へ交付されることとなっておりますが、心臓手術など他の更正医療も含めて、町村負担分の軽減については、引き続き国の動向を注視してまいります。

（要望事項）

（6）ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターヘリの運営費については、県市長会と県町村会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであると認識していますが、この間、国では「ドクターヘリ特別措置法」が成立し、平成20年6月には、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなりました。

しかしながら、財源措置が「普通交付税」であり、必ずしも本事業に使用されているとは言い難いことから、平成21年3月の「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の2分の1を特別地方交付税で措置することとされたところです。

ドクターヘリを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっています。

このように、ドクターヘリ運営費に係る財源措置については、本県でドクターヘリを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うよう引き続き要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

救急搬送は市町村の業務とされる中で、ドクターヘリ事業は、市町村域を越えた救急搬送体制の整備という事業の性格を踏まえ、県市長会と県町村会の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的な考え方として開始したものであると認識しております。

県としては、救急医療システム全体を通して県と市町村の協調体制の下、今後も運営を行っていきたいと考えております。

(要望事項)

(7) 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を引き続き要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては国庫補助制度がありますので、その活用をお願いしているところです。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(8) 鉛製水管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出する鉛製水管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の嵩上げは大きな負担となりますので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を引き続き要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については国庫補助制度がありますので、その活用をお願いしているところです。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(9) 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続について

平成18年度の医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正されたことに伴い、従来、老人保健法に基づく老人保健事業として実施されてきた肝炎ウイルス検診等については、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業と位置付けられ、引き続き市町村において実施することとされたところです。

こうしたことから、肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的に、40歳以上の未受検者について、肝炎ウイルス検査を実施しているところです。今後とも、県民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について、国への働きかけるとともに、財政的な支援を要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

肝炎ウイルス検診等を対象とする市町村健康事業費補助金については、市町村から申請された額を下回る交付額となっておりますが、平成23年度は、肝炎ウイルス検診の個別勧奨事業メニューが追加されたことに対応するなど、限られた財源の中で工夫を行ながら実施しております。

この補助金は、市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査、健康手帳の交付、健康教育、健康新規等の事業に要する費用に対し、予算の範囲内で交付を行うものであり、住民の健康増進に資する重要なものと考えており予算の確保に努めてまいりますが、県財政が非常に厳しい状況であり、御要望の点については困難であります。

6 都市基盤整備の推進

(要望事項)

(1) 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

この度の東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれております。

県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

<措置状況>（県土整備局）

急傾斜地崩壊対策工事は平成22年度より交付金事業となりましたが、採択基準の緩和については、予算要望時等に国に対して要望しております。今後も機会あるごとに働きかけてまいります。

県単独事業による対応については、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を実施しております。

今後も危険度の高い所を優先し、工事を実施してまいります。

(要望事項)

(2) 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

ア 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

<措置状況>（県土整備局）

御要望の点については、国に継続して要望しているところです。

また、首都圏整備促進協議会を通じて要望しているほか、用地対策連絡協議会を通じて制度の改善を要する事項として、国に対して報告しております。

(要望事項)

イ 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

<措置状況>（県土整備局）

御要望の点については、国に継続して要望しているところです。

また、首都圏整備促進協議会を通じても、国に要望しております。

(要望事項)

(3) 土地区画整理事業への財政支援について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしていますが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっています。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されていますが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていません。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とする、新たな補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

公共団体施行の土地区画整理事業について、国は、原則幅員12m以上の都市計画道路の整備費用の一部を補助する制度を設けており、国庫補助を除く地方公共団体負担分は、その都市計画道路の

管理者が負担するという基本的な考えに基づき、整備する都市計画道路が県道である場合には、県が負担しています。

県財政の危機的状況が続いていることもあります、公共団体施行の土地区画整理事業について、県道以外の都市計画道路まで県負担を拡大することは、極めて困難な状況にあります、計画的な事業推進が図られるよう、国に対して引き続き、事業実施のための調査や都市計画道路の整備等に対する適切な財源措置を講じるよう要望してまいります。

(要望事項)

(4) 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフルインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているところですが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき無電柱化の推進を図られますよう要望します。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討するよう要望します。

<措置状況> (県土整備局)

無電柱化事業は、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上、さらには、防災上の観点からも重要な事業であると認識しており、神奈川県無電柱化地方協議会が策定した平成21年度からの「無電柱化推進計画」に基づき、今後も計画的に事業を進めてまいります。

(要望事項)

(5) 御殿場線 ICカード導入について

現在県内において日常生活で利用する公共交通で、ICカード (Suica等) が使えないのは御殿場線のみであり、非常に不便な状況です。

また、観光振興の観点においても、IC乗車券が利用できないための大混雑などの弊害が生じていました。イベント開催時には、ICカード等で精算できる特別改札が設置され、大幅に改善されたこともあり、その効果は実証されております。

よって、今後は早期に御殿場線各駅への「簡易型 IC乗車券改札機」設置等の対応を図るよう、国及び事業者に働きかけるよう要望します。

なお、東海旅客鉄道株式会社のICカード「TOICA」は、PASMO、Suicaとの相互利用ができないため、これを可能とするようあわせて要望します。

ICカード導入の問題は神奈川県だけでなく、静岡県及び山梨県においても課題となっていると思われますので、3県サミットでの検討・対応もあわせて要望します。

<措置状況> (県土整備局)

県では、沿線市町村等とともに組織する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、JR東海に対し、御殿場線の御殿場以東の駅でもICカードが利用できるよう要望しております。

さらに、ICカードのサービス拡大は広域的な課題でもあるため、近隣の各県とも連携しながら、国への働きかけ等について検討してまいります。

7 教育振興対策の推進

(要望事項)

(1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

さらに、平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（A L T）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望します。

＜措置状況＞（教育局）

義務教育費国庫負担金については、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう対象範囲を拡大するなど制度を改めること、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成24年7月に県として国に要望しております。今後とも、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいります。

小学校外国語活動の実施に伴うA L Tの配置については、公立小学校を設置する市町村教育委員会が取り組んでいるところです。財政状況が非常に厳しい中、これらの取組に対して県が財政的に補助することは、現在のところ困難であります。

これまで、小学校外国語活動の指導充実に向けて、県教育委員会では、平成21年度から研究推進校における実践研究及び全県への普及に努めてきました。平成24年度からはこの成果を引き継ぎ、全県教育課程研究会の小学校外国語部会の充実を図っています。さらに、総合教育センターにおいては、平成20年度から外国語活動の推進役となる中核教員の養成に努めており、平成24年度からも引き続き外国語活動の推進を担う教員を養成するために、小学校外国語活動授業づくり研修講座を実施しております。

小学校における英語の免許を持つ教員の配置に当たっては、引き続き、免許保有者の小学校への人事異動に留意するとともに、一方で外国語活動に関する研修が実施されておりますので、こうした研修の受講状況等を踏まえた教員の配置に努めてまいります。

（要望事項）

（2）教育指導体制の強化について

- ア 充て指導主事の配置については、昨年度要望しているが、具体的な支援策について、あらためて回答すること。

＜措置状況＞（教育局）

指導主事の配置については、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、特に人口規模が小さい市町村において指導主事の設置が進んでいないことを踏まえ、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くことが規定され、市町村はその設置に努めることが明確にされました。

本県でも、県と市町村のより一層の適正な役割分担や、配置義務の明確化などの観点から、これまで配置してきた町村の充て指導主事について、平成24年度から廃止したところです。

町村への充て指導主事の廃止に伴う県からの支援として、町村で指導主事を配置する場合の人材あっせん、又は、県と町村との人事交流を引き続き実施してまいります。

（要望事項）

- イ 本来適切で豊かな教育の実現のために、小中学校における教職員定数を根本から見直すことについて、国に働きかけること。

また、中学校において免許外教員を生じないために、適正な配置となるよう配慮すること。

＜措置状況＞（教育局）

教職員定数については、標準法に基づいて算定しております。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていることから、本県としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

また、中学校における免許外教科担任の解消については、不足している教科の教員の採用や各校の教科バランスを考慮した人事異動に留意するなど解消に努めております。

(要望事項)

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。

このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置、学校の事情に応じた柔軟な勤務体制の確立など、制度の拡充・見直しをすること。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡大と増員をすること。

<措置状況> (教育局)

スクールカウンセラー等配置活用事業については、政令市を除く全ての中学校にカウンセラーを配置し、校区内の小学校にも対応できるようにしておりますが、現行制度の中で新たに小学校へ配置を拡大することは困難であります。

なお、県では、スクールカウンセラーの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における算定などについて、国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

また、平成21年度から各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーにつきましても、スクールカウンセラー同様配置の拡大は難しい状況にありますが、学校と関係機関との連携による支援を推進するため、制度の工夫・改善、充実を図っております。

(要望事項)

(3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、さらなる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

あわせて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

<措置状況> (教育局)

公立義務教育諸学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、小学校第1学年については35人、小学校第2学年から中学校第3学年までは40人とされております。

平成16年度からは市町村教育委員会と連携し、学級編制上の基準はこれまでどおりとしつつ加配定数を学級担任へ振り替える、いわゆる研究指定校制度を導入し、平成24年度は、小学校第2学年から中学校第3学年までを対象に実施しております。

しかしながら、少人数学級のための教員加配を県単予算で措置することについては、現在の非常に厳しい財政状況のもとでは困難であります。

文部科学省では、今後の少人数学級の推進について、その効果について十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討するとされておりますので、本県としては、国の動向を注視しつつ、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成19年4月から、全ての学校において特別支援教育が実施されていますが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望します。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望します。

<措置状況>（教育局）

小中学校の通常級に在籍する児童生徒に対応するため、平成19年度から教育相談コーディネーターの業務支援などの役割を担う非常勤講師を配置し、多様な教育ニーズに応じた教育相談と校内支援体制の充実を図っておりますが、現在の非常に厳しい財政状況の下ではその増員は困難です。

また、今後も継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成講座の受講修了者を配置できるように取り組んでまいります。

特別支援教育の充実に向けた体制整備等については、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(5) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（教育局）

幼稚園児のいる家庭の保護者負担の軽減については、国において幼稚園就園奨励費補助を実施しておりますが、補助制度の充実については、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望しております。

(要望事項)

(6) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小学部・中学部の児童・生徒については、スクールバスが運行されていますが、高等部生徒については、スクールバスの利用規約上は利用できるようになっているにも関わらず、現実的には利用できない状況です。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっています。

つきましては、小学部・中学部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を引き続き要望します。

<措置状況>（教育局）

スクールバスの利用対象は、原則、義務教育段階の児童生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒となっておりますが、知的障害教育部門の高等部生徒については、将来の自立に向けた教育的意義から、座席に余裕がある場合のみ、学校の判断により乗車を許可しております。

スクールバスについては、肢体部門の長時間乗車対策を優先して増車配置しており、平成25年度は、特別支援学校5校に計5台のスクールバスを増車する予定です。

今後も必要な台数の確保に努めてまいります。

(要望事項)

(7) かながわ学びづくり推進地域研究委託事業

平成23年度に「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」を展開し、各校の校内研究が活性化すると共に、学校間の研究交流、実践交流が進んできています。

今後は、取り組んだことによって明らかになった成果や課題を共有化し、研究のさらなる充実を図り、児童・生徒の学力の向上へつなげていく必要があります。

しかしながら、財政的に厳しい自治体にとっては、県の予算措置でこうした事業を展開することで、大学教授等の専門的な指導を継続して受けることができ、確かな教育技術等を身につけた教職員の育成を図ることができます。

つきましては、本事業の継続的な展開と委託枠の拡大を強く要望します。

<措置状況>（教育局）

「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」は、平成23年度より、推進地域をそれまでの5地区から10地区に拡充し、今年度も継続して実施しているところです。また、この事業の成果の普及について、平成23年度から、地区開催の「学力向上支援連絡協議会」及び「シンポジウム」を開催し、全県での開催の「かながわ学力向上支援連絡協議会」及び「かながわ学びづくりシンポジウム」と合わせて、この事業の成果の普及を図っています。

今後とも、より効果的・効率的な事業の推進に取り組んでまいります。

III その他地域要望

1 三浦半島地域要望

(要望事項)

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答とあわせ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の回答を受け、葉山町の緑の基本計画の改定を平成17年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたものです。

また、県においても神奈川力構想「地域計画」において、平成19年度から取り組む主要施策として位置付けていたことから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

<措置状況>（環境農政局）

「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、県としても、広域的緑地の保全の観点から、その必要性や地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的提案に応じて指定に向けての取組を含め、必要な調整と支援を行ってまいります。

また、当該地区については大規模地権者である企業や二子山山系自然保護協議会、貴町と協定書を締結し、緑地機能の回復などを県民協働事業により推進しております。

(要望事項)

(2) 逗葉新道の無料化と県道逗子葉山横須賀線の早期延伸について（葉山町）

平成16年3月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られるとともに国道134号や県道207号（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきました。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加しています。

また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生しています。

つきましては、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じられるよう要望します。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

<措置状況>（県土整備局）

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

そのため、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目指し、道路公社や市町との調整に取り組んでいきたいと考えております。

(要望事項)

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

<措置状況> (県土整備局)

逗子警察署入口交差点を含む三浦半島中央道路の北側未整備区間約1kmについては、県としても大変重要な路線と認識しており、「かながわのみちづくり計画」において、整備推進箇所に位置付けております。本路線は、平成20、21年度に地元自治会長への説明会を開催したところ、様々な御意見や御要望をいただいております。

事業に着手するには、何より、地元との合意形成を図っていく必要があるので、県としては、引き続き、丁寧に地元説明を行う予定であります。地元調整など、関係市町と連携し、まずは、現在の交通状況を把握する調査等から実施してまいります。

2 湘南地域要望

(要望事項)

(1) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について (寒川町)

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

寒川町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、県・平塚市・寒川町がそれぞれの役割をもって事業実現に向けた取組を鋭意進めているところでですが、その一方で事業に伴う財源確保は大きな課題となっています。

県においても、地元の状況等を理解いただき、財政的支援に尽力いただけるよう要望します。

<措置状況> (県土整備局)

新幹線新駅誘致については、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会による誘致活動に加え、県としても国等関係機関への要望活動を行っているところです。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、新駅誘致の要望に対して、「リニア中央新幹線が開通し、東海道新幹線のダイヤ構成に余裕が生まれれば、新駅設置の余地が高まる。」と回答しており、また、リニア中央新幹線については、平成23年5月に国土交通大臣が「整備計画」を決定するとともに、JR東海に建設を指示し、このことを受け、JR東海は、環境影響評価に関する手続きを進めています。この機会を逃すことがないよう、引き続き新駅誘致の実現に向けた取組を進めてまいります。

また、ツインシティのまちづくりについては、平塚市大神地区及び寒川町倉見地区において、面整備の説明会や戸別訪問を行い、精力的に調整を進めた結果、多くの方々の賛同をいただいているところです。県は、引き続き、寒川町・平塚市とともに地元の皆様と協議を重ねながら、早期の都市計画決定に向けた取組みを進めてまいります。

ツインシティ倉見地区のまちづくりについては、現在、寒川町において都市計画決定に向けた地元や関係機関との調整が進められているところであり、今後は、早期にまちづくりの内容を固めていただき、その上で、県、町それぞれの役割分担についても、調整していきたいと考えております。

(要望事項)

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について (寒川町)

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の産業集積拠点として、大変、大きなポテンシャルを持った地区です。

現在、寒川町では地元地権者による検討組織と協働し、事業化に向けての検討を行っているところですが、事業実施を行うためには、人的、技術的な課題、企業誘致や財源的な問題など、多くの問題、課題があります。

つきましては、県においても、地元の状況等を理解いただき、まちづくりに対する支援として、事業費に対する助成、企業誘致の斡旋、業務の代行などについての支援を要望します。

<措置状況>（県土整備局、商工労働局）

県としては、まずは町が地元住民や関係機関との調整を十分に図り、土地利用計画や道路等の基盤整備計画を確定していくことが必要と考えております。

その上で、国庫補助制度の活用などについては、技術的な支援を行ってまいります。

県では、企業誘致の総合施策である「インベスト神奈川2ndステップ」を平成22年度に策定し、県全域の企業誘致に積極的に取り組んでいるところです。

平成26年度のさがみ縦貫道路の全面開通を本県の産業集積に最大限に生かしていくため、地元市町と連携して、企業誘致やこの受け皿となる産業適地の創出に取り組んでまいります。

平成25年度からは、ロボット関連産業やライフサイエンス産業等に対する奨励金や最優遇金利の融資など企業誘致施策を充実していくこととしており、関係市町と緊密に連携しながら、さらなる企業の立地を図り、県内経済の発展に努めてまいります。

（要望事項）

(3)（仮称）湘南台寒川線の整備推進について（寒川町）

（仮称）湘南台寒川線は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、また、さがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもあります。

当該道路整備については、これまで県・町間で様々な協議を重ね、ご協力をいただいてきたところです。

そうした中、当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、地域コミュニティ・環境への影響を考慮したルートにて早期の都市計画決定を目指しているところです。

当該道路は東西交流の役割を担い、また、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることから、県におかれましては、財政的支援を含めた整備促進に尽力いただきますよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

（仮称）湘南台寒川線は、ツインシティの都市づくりを進めていく上で重要な路線であり、また、さがみ縦貫道路と接続し、湘南地域の東西方向の連絡を強化する路線としても重要な役割を果たすものと考えております。

県としても、平成17年12月の寒川町及び藤沢市からの整備要望を受け、路線としての重要性や機能を考慮して、さがみ縦貫道路の寒川北ICと直結するルートを前提に「改定・かながわのみちづくり計画」に整備推進箇所として位置付けております。

今後とも、都市計画決定に向けて、市町に対し、必要な技術的支援を行ってまいります。

（要望事項）

(4) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について（二宮町・中井町）

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備局）

小田原厚木道路二宮インターの改良などについては、御要望の趣旨を中日本高速道株式会社に伝えておりますが、地形の制約や事業計画の観点から、困難であると聞いております。

（要望事項）

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置について（大磯町・二宮町）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識していますが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橋インタ下り線ランプを視野に入れた整備を要望します。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運用が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっています。

そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から平成23年6月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

西湘バイパス西湘二宮インター又は橋インタ下り線ランプの設置については、御要望の趣旨を国及び中日本高速道路株式会社に伝えておりますが、地形の制約や事業計画の観点から、早急な対応は困難であると聞いております。

また、高速道路料金については、これまで首都圏の都県等と連携して、国等の関係機関に要望してきており、平成25年1月には、知事が国土交通副大臣に面会して、高速道路の料金施策について要望しております。

今後とも、高速道路ネットワークの効率的な利活用を図るため、一体的に利用しやすい料金体系の構築を図ることについて、国等の関係機関に強く働きかけてまいります。

（要望事項）

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（大磯町・二宮町・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組を行う体制が整いつつあるところです。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は下水道整備やボランティアの清掃活動から、葛川の水質は改善の傾向にあります。

県におかれましては、平成24年、25年度で河川整備計画を策定していくことですが、3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる支援及び早期の整備を要望します

＜措置状況＞（県土整備局）

県では、沿川の自治会等に草刈りや清掃を行っていただく自治会委託制度を設けており、葛川においても地元の皆様に清掃を実施していただいております。今後も沿川市町村と連携しながら、自治会委託制度のさらなる活用や、地域で行われる河川美化活動への協力など、地域との協働を一層進め、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

また、これまで葛川サミット等に参加し、地域の方々の御意見を伺いながら事業を進めており、今後も葛川サミットの趣旨に沿うよう、葛川の護岸等の整備を引き続き推進するとともに、河川の草刈りや清掃活動等への支援をしてまいります。

（要望事項）

(7) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいただいている。その計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」において、港湾管理事務所・魚市場や飲食店等の施設整備は産業・観光の発展における重要な施設であり、町及び港湾作業従事者、港湾利用者などの意見を十分取り入れた中

で、かながわグランドデザイン実施計画プロジェクトにもあります津波避難対策を加えた、高さのある一体的な施設整備に向けて取組を進めていただくよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

大磯港では、「大磯港活性化整備計画」に基づき、現在、平成29年の完成を目指して整備を進めています。これまで、「賑わい・交流ゾーン」にある老朽化した港湾管理事務所や漁業協同組合事務所の建て替え等を残して概ね完成しております。

これら建物の整備については、別棟を原則としつつ、民間の参入があれば合築も検討してまいります。

一方、喫緊の課題である津波対策については、港内の津波避難施設を、「かながわグランドデザイン」に位置付け、平成25年度に調査・検討を行い、平成26年度に設置を計画しております。

今後、建物の整備や津波対策については、大磯町や港湾利用者の御意見も伺いながら、具体に検討してまいります。

（要望事項）

（8）大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和47年からは改修工事が行われ、平成17、18年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っています。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約8.5m、海岸部で約8mの整備がなされています。また、今年3月に神奈川県が発表しました津波浸水予測図では当該付近における最大津波高は6.6mとなっていますが、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約86年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものとなっているなど、防潮堤の強度につきましても早急に調査いただき、調査結果に基づき必要な措置を講じることであれば、早急に対応いただきますよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

金目川から大磯港までの防潮堤については、延長約1,850mの耐震診断を既に行っており、その結果、耐震性が不足していた86mについて、平成18年度に耐震補強工事が完了しております。

今後、新たな津波浸水予測図に基づき、設計津波の水位の設定、天端高、耐震対策の考え方、施設を越流した場合でも粘り強く効果を発揮する防潮堤等の構造について必要な検討を行ってまいります。

（要望事項）

（9）介護報酬並びに障害福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

介護保険は本年4月から第五期計画（平成24年度～平成26年度）の期間となり、これに伴い介護保険料が各市町村で見直されました。あわせて介護従事者的人件費である介護報酬についても改定が行われました。

介護報酬については、介護職員の処遇改善を目的に引き上げが行われましたが、同時に介護報酬の地域区分についても見直しが行われています。

地域区分見直しの結果、大磯町は平成24年度以降の介護報酬地域区分について、現行同様の上乗せのない「その他地域」とされていますが、大磯町の周辺市町を見た場合、西に隣接する二宮町は今回の見直しにより「6級地（3%上乗せ）」に、また東に隣接する平塚市は「5級地（6%上乗せ）」に見直され、生活圏が同一と考えられる湘南西部地域の中で大磯町1町だけが上乗せのない地域となっています。

また、この地域区分は、介護報酬だけではなく障害福祉サービスの報酬についても同様とされていますが、障害福祉サービスを含め、介護従事職員の行うサービスの質に地域差などはなく、地域区分を設定する必要があるのであれば、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなどもっと広域での設定について、県から国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

介護報酬の地域区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うことを、国に要望しております。

また、障害福祉サービスの報酬の地域区分については、機会を捉え、今回の御要望の点について、

国に伝えてまいります。

3 足柄上地域要望

(要望事項)

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されています。

平成 18 年度から県事業として、「酒匂川 2 号橋」の整備に着手され、平成 21 年度、酒匂川 2 号橋から国道 255 号までの区間が、「かながわのみちづくり計画」に事業化検討箇所として位置付けられました。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、さらには足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されますので、酒匂川 2 号橋の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道 720 号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの（仮称）酒匂川 2 号橋を含む延長約 1 km 区間の早期整備に取り組んでおりますが、（仮称）酒匂川 2 号橋から東側への延伸については、「かながわのみちづくり計画」の中で、事業化検討箇所として位置付けたところであり、今後は、事業化に向けた地域の諸課題について、町と連携して検討を進めてまいります。

一方、（仮称）酒匂川 2 号橋から西側への延伸については、今後の検討課題と考えております。

(要望事項)

(2) 県道711号（小田原松田）の信号機増設について（足柄上郡）

県道 711 号（小田原松田）の大井町区間における信号機につきましては、これまでに、要望箇所の 7 交差点のうち 4 篙所については設置がされたことにより、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、未設置の 3 篙所につきましては、交差点周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない交差点を横断している状況にあります。

こうした中にあって、近年、信号機未設置交差点周辺の町道等が整備されたこと。さらには、平成 22 年度には、当該道路が全線供用開始されたことから、ますます交通量が増加している状況にあり、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっています。

つきましては、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全を確保するため、早期の信号機の設置を要望します。

<措置状況>（警察本部）

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

県道 711 号（小田原松田）への信号機の新設については、要望のありました 7 交差点のうち 4 交差点には、交通の安全と円滑を図るため、既に設置しているところであります。

残りの 3 交差点については、今後の県道 711 号（小田原松田）の整備状況、交通実態及び交通環境の変化等により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

(要望事項)

(3) 都市計画道路山北開成小田原線の信号機設置について（足柄上郡）

現在、開成町牛島地内において都市計画道路山北開成小田原線の整備が進められておりますが、この都市計画道路と交差する町道は、地域住民の生活道路として、交通量が非常に多い道路とな

っています。

また、この町道は、小田急線開成駅を利用する地域住民が通勤・通学などに利用する道路であるとともに、周辺には幼稚園や医療機関が立地していることから、都市計画道路の新設に伴って、歩行者の横断時の交通安全対策に万全を期す必要があります。

つきましては、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全を確保するため、都市計画道路の整備とあわせた信号機の設置を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

御要望の山北開成小田原線への信号機の新設については、現況の交通量から、緊急的な信号機の必要性は認められないことから、供用後の交通状況を確認し、必要性が高まった段階で設置の判断をしてまいります。

（要望事項）

（4）酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大について（足柄上郡）

酒匂川はその松並木や富士箱根連山、周辺の田園景観などとともに優れた自然景観を構成し、周辺市町の住民から深く愛されており、神奈川県の水源としても非常に貴重な財産でもあります。

しかしながら、酒匂川左岸の堤防区域内は、管理用道路が開放されており、車が自由に往来できるという特殊性から、不法投棄が多発している状況にあり、流域市町では、環境や景観等の改善を図るため、毎年、不法投棄物の撤去や堤防法面の草刈りを実施しています。

こうした取組によって、不法投棄も減少し、環境や景観も改善されてきていますが、平成22年度より「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金交付事業」が休止されたこともあります。流域市町においては関係する事業経費が膨らみ、大きな財政負担となっている状況にあります。

河川区域内の環境や景観の保全は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、足柄上地域の酒匂川左岸の特殊性を考慮され、不法投棄の撤去及び河川区域内の草刈り等、年間を通じた河川管理について、より一層、事業の拡大に努められますよう要望します。

特に、草刈に関しましては、景観の維持及び不法投棄防止に非常に効果が高いことから、その積極的な実施を強く要望します。

＜措置状況＞（環境農政局、県土整備局）

現在の県の財政状況から、当該補助金の再開は困難ですが、補助メニューとしておりました不法投棄監視パトロールや不法投棄物の撤去事業については、市町村からの要望を踏まえ、県事業として引き続き実施しております。

不法投棄物の撤去については、河川環境を維持していくため、散乱ゴミの撤去等を実施しております。

また、河川の草刈りについては、業者に発注して堤防の草刈りを実施しておりますが、地域の自治会等の皆様にお願いする自治会委託制度を活用し、一部の区間では、地元自治会の皆様に草刈りを実施しております。

厳しい財政状況の中ですが、町と連携しながら、自治会委託制度のさらなる活用を図るなど、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

（要望事項）

（5）小田急開成駅前への交番設置について（足柄上郡）

昭和 60 年 3 月の小田急線開成駅の開設以来、開成駅を中心とした地域の人口増加が進んでいます。

開成駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などが進んでおり、平成 22 年 4 月には駅周辺の児童が通う開成南小学校が開校するとともに、平成 20 年・23 年には新たに 2 つの金融機関が開設されています。

平成 23 年 4 月からは開成駅前連絡所への交番相談員の派遣等を実施していただいておりますが、現在施行中の南部地区土地区画整理事業及び（仮称）酒匂川 2 号橋の建設により、この地域がさらに発展することは確実な状況となっており、地域住民の安全と治安の維持のため、町内の

吉田島駐在所及び延沢駐在所に加え、新たに開成駅前に交番を設置することを要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所（夜間は新松田駅前交番）が管轄しており、現在の交番・駐在所の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点では交番の設置は困難であります。

今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討してまいります。

（要望事項）

（6）酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道 255 号及び 246 号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで昨年度から供用開始されています。

しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は、「かながわ交通計画」に位置付けられていないため、松田町と山北町と共同で、酒匂川左岸道路の北部延伸について、調査・研究を進めるとともに、県に対して当該計画への位置づけを要望してまいりましたが、県からの回答は「今後、かながわ交通計画を見直す際に検討する。」というものでした。

しかし、本要望路線は災害時などの国道 246 号の代替輸送路として重要な路線であるため、東日本大震災における被災地支援の教訓を生かし、速やかに「かながわ交通計画」の見直しを行つていただき、本路線を計画に位置付けるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

「かながわ交通計画」における一般幹線道路網には、自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るとともに、多様な交流・連携を支え、道路ネットワーク全体の効率性を高める道路を位置付けております。幹線道路網は、安全で災害に強い県土づくりに寄与するものであることを踏まえ、御要望については、今後、本計画を見直す際に検討いたします。

（要望事項）

（7）東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について（中井町）

県の「かながわ都市マスターplan」の施策方針については、「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」が打ち出されています。

本圏域についても同プランの方向性に沿って、日本の経済活動を支える道路である東名高速道路の秦野中井インターチェンジの要衝拠点を活用し、環境への負担軽減を図った新たな産業拠点の集積整備を計画しています。

これらの整備については、「グリーンテクなかい」をはじめ、近隣市町と一体的な都市的土地区画整理事業を図ることで将来にわたって、地域の特性を生かした魅力ある持続可能なまちづくりを構築していくとともに、広域的な視点に立った都市の形成、さらには地域雇用の拡大による地域経済の活性化を図ることを目指しており、次回の線引き見直しを視野に、地権者や地域住民、関係市町との調整等を進めながら諸課題の解決に向け事業の着実な推進を図ってまいりますので、関係部局の特段の支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

中井町が、今後、当地区におけるインターチェンジを活用した「まちづくり」を行っていくに当たって、県としては、中井町の産業の動向、目指すべき地区の将来像、地元との調整状況等をよく伺った上で、必要に応じて調整を行つてまいります。

（要望事項）

（8）中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町の南部地区 32 ヘクタールについては、第 6 回線引き見直しにおいて 3 度目の特定保留

区域に位置付けられ、関係者と連携を図りながら都市的土地区画整理事業の実現に向け取り組んでおりますが、依然厳しい状況が続いております。

そうした中、県が推進している「かながわスマートエネルギー構想」のメガソーラーを含む大規模太陽光発電施設を誘致する候補地として採択され、当該地区へ進出を希望する企業からの申し込みがあった旨の報告を受けております。

中井町としても、この南部地区を大規模発電施設の事業用地として活用が決定された暁には、再生可能エネルギー等を活かした町の活性化の一つとして位置付けておりますので、県としてもメガソーラーの実現に向けた特段の取組とともに、今後のまちづくりに対する指導、支援を要望します。

<措置状況>（環境農政局、県土整備局）

神奈川県住宅供給公社保有地を含めた同地区の土地利用については、公社の意向を確認しつつ、県としても、中井町との連携のもと、企業や地権者の意見を聞きながら、引き続き、多方面から事業化に向けた諸課題への対応を検討してまいります。

メガソーラーの誘致については、各市町村から情報提供のあった土地を中心に、平成23年度9月補正予算により基礎調査を実施し、その結果を公表するとともに、事業を検討する事業者に対して詳細な情報の提供を行いました。

今後も引き続き、中井町南部地区へのメガソーラーの誘致に向けて、神奈川県住宅供給公社の意向を確認しつつ、中井町と連携を図りながら、早期に取組を検討してまいります。

（要望事項）

(9) 2級河川の整備について（中井町）

近年、ごく限られた範囲で短時間のうちに強い雨が降るゲリラ豪雨が頻発するなど、気象状況が依然と比べて大きく変化しています。中井町では平成20年度に県が想定した2級河川（中村川・藤沢川）における浸水想定区域を基に、町民の生命・財産を守るために一つとして「洪水ハザードマップ」を作成し、関係世帯に配布して災害に対する危機管理の向上等の予防対策に努めているところです。町域を流れる2級河川中村川においては、富士見橋上流の土砂堆積や河川の急激な増水により雑色橋下流の護岸が損傷を受けるなど、地域住民は常に不安を感じています。中村川上流部には今も護岸の未整備区間が存在しており、堆積した土砂の撤去とともに早期の護岸整備を要望します。

また、藤沢川においては、天王橋から上流部までは事業化がされ、平成20年度から工事を着手しましたが、諸事情により平成23年度は事業が見送られています。異常気象による大雨が頻発する中、事業化された区間の早期完成と未事業化区間である天王橋から下流の寺ノ下橋までの1キロメートル区間においても、早期河川改修の事業化を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

藤沢川の改修については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋上流までの1,140m区間を、昭和52年より河川改修工事を実施し、平成13年度に完了しております。

また、上流部の素掘りトンネル部は崩落の危険性があるため平成19年度から調査に着手し平成22年度に工事が完了しています。未整備区間には、河川に沿って町道があり、河道の拡幅に伴い付け替え等が必要になるため、河川整備については、平成24年度、調査を実施し、費用対効果や町の道路事業とも整合を図りながら検討してまいります。

中村川については、基本的に一部山付きなどを除き、整備が完了しております。堆積土砂については、平成22年度までに旭橋から富士見橋までを実施しています。

河床に堆積した土砂については、平成24年度は、河床整理を実施しております。また、一部護岸の高さが低いところや老朽化した護岸などについては、必要に応じ対応してまいります。

（要望事項）

(10) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄・神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道であります。災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道 710 号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

＜措置状況＞（環境農政局、県土整備局）

県道710号（神縄神山）については、防災上の観点より、緊急度の高い箇所から法面保護等の整備を行っており、今後とも地元の御協力を得ながら、事業推進に努めてまいります。

なお、拡幅整備については、今後の検討課題と考えております。

土佐原林道については、これまでに県と松田町との間で「県営林道土佐原林道の管理に関する覚書（平成14年7月26日）」を取り交わしており、松田町に管理換えをしていくこととなっています。

また、この覚え書きで県の役割に位置づけている、交通安全を図る改良工事等については、林道としてできる整備は終了しております。

現在、管理換えの条件整備として、県は覚え書きにある「土佐原林道の管理区域を明確にする敷地調査」を進めており、平成24年度中に完了の予定です。

この敷地調査が完了しましたら、松田町と調整を図りながら早期に移管できるよう進めてまいります。

（要望事項）

（11）県道 711 号（小田原松田）の歩道設置工事について（松田町）

県道 711 号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から旧松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また平成 23 年度より新たにはじまった松田町第 5 次総合計画の「将来像の実現を支える 6 つの柱」として位置付けている「安全で心地よい環境を育む」の実現といった面からも、県事業の成果によって町の中心市街地としての都市機能の向上と魅力の創出が着々と図られているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道 72 号（松田国府津線）との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進いただくよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

御要望の新松田駅北口から県道72号（松田国府津）との交差点までの歩道設置については、平成21年度から事業に着手しており、今後も町や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

（要望事項）

（12）山北駅無人化に伴う駅舎活用に対する支援について（山北町）

JR 御殿場線山北駅が、本年 3 月のダイヤ改正に伴い無人駅となりました。このことは昨年 12 月に JR 東海より唐突に示され、本町としては到底受け入れることができないため、沿線 6 市 9 町で強く反対しましたが、JR 東海の方針は変わりませんでした。

山北町では山北駅が無人化となり、御殿場線の利便性が低下することによって利用者がさらに減少し、駅周辺の急速な衰退が危惧されるため、厳しい財政状況の中、JR 東海静岡支社管内では前例のない、駅舎の活用しての地域振興を図ることとしました。そして第 1 段階として、JR 東海と切符の簡易販売の委託契約を締結し、山北町では国鉄、JR の O B 等で組織している N P O にお願いし、本年 5 月から切符販売を実施しています。

しかし、駅舎については JR 東海から無償で借りていますが、切符販売に係る経費は全額町負担となっており、今後も町が切符販売を行う限り、町の大きな財政負担となります。そして今後は無人駅となった駅周辺の活性化を図るため、切符販売と合わせて駅舎を活用しての観光案内、物産販売を予定しており、これにかかる経費も全て山北町で負担しなければなりません。

したがいまして、これらの経費等についての財政的な支援、並びに今後の駅舎の活用に係る助言等支援について要望します。

<措置状況>（商工労働局、県土整備局）

切符販売や観光案内、物産販売の財政的支援については、困難ですが、観光・産業振興の観点から駅舎の活用への助言等については必要な支援を行ってまいります。

(要望事項)

(13)（仮称）林道秦野峠高松線の新設について（山北町）

国が策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後の木材自給率50%以上を目指す目標が掲げられ、供給体制の確立のため、低コスト化に向けた路網整備等の加速化が具体的な施策として示されています。また、「神奈川地域森林計画」では、概ね標高300～800mにある山林は、「木材資源を循環利用するゾーン及び多様な生き物が共存するゾーン」とされており、「林業振興型林道」の新規開設の方針が示されています。

今回、新規開設を要望する（仮称）林道秦野峠高松線は、標高600mから800m前後の路網未整備部分に計画され、計画路線周辺には広葉樹林が存在するため、地域森林計画に示す3つの基本的な考え方の1つである、「広葉樹林の再生」の達成に大きく寄与し、「多様な生き物が共存するゾーン」への誘導に効果的だと考えられます。

また、X齢級（50年）以上の人工林が存在するため、地域森林計画に示す3つの基本的な考え方の1つである、「人工林の再生」の達成に大きく寄与し、路線周囲200m以内を新たに「木材資源を循環利用するゾーン」へと誘導することに効果的だと考えられます。そして、路線周辺には県有林、県行造林、承継分収林、水源協定林なども存在することから、県民全体の利益に供する利用間伐などの森林整備が期待されます。

さらに秦野峠林道と高松地区公共道路（町道）を接続することにより、周回性が向上し、周辺一帯の供給体制における利便性の向上と低コスト化が期待されます。

以上のことから、（仮称）林道秦野高松線の実現に向けた取組を積極的に行うよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

林道の新設については、「神奈川地域森林計画書」（森林区域別の林道整備の方針）及び「林道整備の考え方」において、開設要件や規格、県と市町村の役割分担等の基本方針を定めています。

御要望については、この基本方針を踏まえ、地元自治体等と連携して現地踏査や調査を行い、検討してまいります。

4 足柄下地域要望

(要望事項)

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されています。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、今後小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとされました。

仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられます。

このようなことから、指導基準が廃止されることに伴い、抜本的な土地利用調整システムの見直しをしていただくとともに、条例の建築物系の開発行為における開発区域の面積についての経過措置につきましては、条例の本則への移行を要望します。

<措置状況>（政策局）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けていますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げております。

この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考え方を尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えておりません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該市町村と十分調整することとしており、御要望の趣旨を踏まえ、当分の間継続してまいります。

(要望事項)

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道135号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているものです。平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただき、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告をいただきましたが、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

県としては、厳しい財政状況の中で、この地域においては、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

このため、西湘バイパスの延伸については、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、調査・検討を進めるとともに、国等の関係機関と調整を進めてまいります。

(要望事項)

(3) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生しています。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。県におかれましては、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っていますが、未だ抜本的な解決に至っておりません。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望します。

また、新道区間の料金改定（例：現行200円→改定後100円）により渋滞解消にもつながることが考えられることから、道路公社に対して料金改定の申し入れを要望します。

<措置状況>（県土整備局）

真鶴駅前の渋滞対策については、県警と連携し、真鶴駅前交差点内の路面標示や右折帯の滞留スペースを確保する工事が平成23年4月に完了し、改善が図られたものと考えております。

また、歩道のない箇所については、新たな道路用地の確保が必要であり、今後も引き続き、町の協力をいただきながら、地権者に対して事業協力が得られるよう取り組んでまいります。

その他の狭い箇所における交通安全上の観点から必要な対応については、町の意見等も聞きながら検討してまいります。

新道区間については、道路公社が、平成20年9月に国土交通省から道路整備特別措置法に基づく維持管理有料道路事業の許可を得て、通行料金の収入により維持管理費を賄っておりますので、料金改定については、困難と考えております。

(要望事項)

(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道740号線が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

広域農道小田原湯河原線については、平成22年度から2期工事に着手しており、今後とも、早期完成に向け着実な整備に努めてまいります。

（要望事項）

(5) 県立小田原養護学校の分教室の設置について（真鶴町・湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 24 名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいます。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置につきましては、県として全体計画もあると存じますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

＜措置状況＞（教育局）

湯河原・真鶴地域については、分校設置の候補地として、検討をしてまいります。

（要望事項）

(6) お茶の放射能被害に対する補償について（真鶴町・湯河原町）

湯河原・真鶴地区のお茶については、生産状況の地域特性から茶樹の除染対策が地域全体に行き渡らず、出荷後の安全性が危惧されたため、地域の総意で平成 24 年産のお茶の出荷は断念したところです。

しかしながら、意欲を持って茶栽培を行ってきた生産者には落胆も大きく、不安を抱えており、今後の生産意欲を向上させ、生産農家の存続のためには、確実な補償が行われるよう、県におかれましては、県農協中央会とともに東京電力株への補償交渉を強力に行っていただけるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

引き続き、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会」（事務局・神奈川県農業協同組合中央会）と連携して、請求や交渉が円滑に進むよう取り組んでまいります。

また、「原子力損害賠償紛争審査会」の中間指針にある風評被害の範囲の早期見直しを、関東地方知事会を通じて国に要望するとともに、東京電力との意見交換会など機会を捉えて損害賠償の適切な対応などを働きかけております。

（要望事項）

(7) 南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、首都圏からのアクセス向上による観光振興などの地域活性化に加え、災害時の緊急輸送ルートとしての活用も期待でき、県西地域の観光、経済流通の面から必要な整備と考えます。

平成 24 年 3 月に改定された「かながわのみちづくり計画」においても、道路整備計画として位置付けられたことから、連絡道路の早期実現を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成23年2月に、県と2市5町の研究会で既存林道を活用するルートに絞り込み、その後、「かながわのみちづくり計画」に位置付けました。

平成24年度は、道路沿道の植物等の実態調査を進めるとともに、交通管理者との協議調整に必要な調査も行ってまいります。また、地権者、林業従事者への説明についても、市の協力を得て進めてまいります。

県としては、関係機関との協議調整などの目途を早期に付けて事業化をめざします。

（要望事項）

(8) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については現在既に整備が着手されていますが、津波避難施設の機能を併設した港湾

管理・防災施設については、未だ着手の予定が示されておりません。港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えている事から、同施設の早期着工を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

港湾における避難施設の整備については、喫緊の課題として「かながわグランドデザイン」に位置付け、平成24年度調査・検討を行い、平成25年度1施設の設置を計画しております。

今後、津波避難施設の設置場所や津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設の整備については、町の避難計画との連携を図りながら、町との役割分担やスケジュールについて、真鶴町や港湾利用者の御意見も伺いながら、具体に検討してまいります。

(要望事項)

(9) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成21年2月には、県指定天然記念物となりました。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止いたしました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政局）

松くい虫等防除事業は、将来にわたって保全すべき松林を特定し、県と町が連携して薬剤注入による予防対策や被害木を伐倒して除去する駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところです。

県としては、真鶴の松林を非常に重要と考えており、平成24年度は、県事業補助額全体の約2分の1にあたる約660万円を真鶴町に配分して対策事業を奨励しています。

今後も、県や町が策定する計画等を踏まえ、継続的な防除事業の実施が可能となるよう国に対して要望するなど、引き続き、必要な財源の確保に努めます。

(要望事項)

(10) 県内産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきました。

近年、安価な輸入石材の増加などによりその利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えてることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県内産石材の活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について要望します。

<措置状況>（商工労働局）

県では、伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っており、140品目を中小企業地域資源活用促進法に基づいて「地域産業資源」に位置づけ、ホームページで公開するなどPRをしているところです。

神奈川県西部地域の石材については、現在「真鶴の小松石」を地域産業資源として指定しております。

(要望事項)

(11) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられ、平成19年度か

ら整備している湯河原海岸の3基目的人工リーフ終了後に整備することとし、平成24年度には実施設計を終了し、平成25年度から工事に着手する予定となっています。

つきましては、整備に当たり、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画をしていきたいと考えていますので、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう要望します。

<措置状況>（県土整備局）

湯河原海岸では、海岸利用の観点から、背後に学校や公園などの公共施設がある区間において、緩傾斜式階段護岸180mを平成6年度から11年度にかけて整備しました。

また、高潮による越波被害の防止を目的として、平成元年度から人工リーフに着手し、平成23年度までに3基の人工リーフが完成いたしました。

人工リーフの完成により、湯河原海岸の保全対策は完了しますが、相模湾では、侵食が著しく、依然として背後地の防護機能が確保されていない海岸も多く、こうした海岸の保全対策に、今後とも重点的に取り組む必要があり、要望にある、新たな緩傾斜式階段護岸の整備については、厳しい財政状況の中、緊急度、優先度を考慮すると現時点では困難ですが、今後、県としてできる支援を町と一緒に考えていきます。

5 厚木・愛甲地域要望

（要望事項）

（1）県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ICへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道60号・70号を含めた清川村の県道3路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和56年に県に約束していただいているのですが、平成12年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス整備計画」を進めていますが、早期完成に向けたさらなる事業促進を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続するT字路

イ 清川村役場前

<措置状況>（県土整備局、警察本部）

県道60号（厚木清川）（御門橋）については、地元の御協力を得た段階で、事業着手に向けた検討を進めてまいります。

県道64号（伊勢原津久井）「古在家バイパス整備事業」については、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置づけており、北側の第1期区間の終点部の橋りょうを整備しています。

未取得用地については、引き続き、清川村と連携して早期の取得に努め事業の進捗を図ってまいります。

県道70号（秦野清川）（札掛境橋～ハタチガ沢林道との交差点付近の長者橋）については、整備の優先度などを考慮すると、早期の整備は難しいと考えております。

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るために、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

県道64号の2交差点への信号機の設置要望については、交通実態や交通環境の変化等により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

(要望事項)

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成11年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかつたものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成11年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきました。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成22年度で完成していただいているが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在しています。

つきましては、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

御要望の地区については、平成17年度から治山事業を実施し、平成22年10月をもって落石防護壁や落石固定工等を施工することで保安林機能の効果を発揮するための工事は終了しました。

今後は、地域住民を対象に、山地災害に関する情報周知や啓発活動を清川村と協力しながら進めてまいります。

(要望事項)

(3) 柄沢及び深沢治山事業の推進について（愛川町）

愛川町半原地区に所在する柄沢及び深沢の流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいますが、近年、沢の山腹の崩壊が進み、地域住民の安全を脅かす状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

治山施設は、保安林がもつ公益的機能が損なわれないために設置する施設であります。そのため、施設整備には保安林に指定されている必要があります。

このため、御要望箇所については、愛川町と協力しながら、保安林の状況や保安林の指定状況等を勘案しながら検討してまいります。

(要望事項)

(4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について（愛川町）

愛川町における急傾斜地崩壊防止事業につきましては、現在、田代A地区の工事が進められていますが、地域住民の安全な生活環境の確保は急務でありますことから、早期完成を要望します。

また、中津大塚地区においても工事着手が予定されておりますが、あわせて早期完成を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

田代A地区急傾斜地崩壊危険区域については、急傾斜地崩壊防止工事を施工中で、平成25年度の完成を目指しております。

中津大塚地区について、急傾斜地崩壊危険区域大塚下地区として平成25年度から工事を実施し、早期の完成を目指してまいります。

(要望事項)

(5) 伊勢原養護学校の通学に関する支援について（愛川町）

愛川町から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良

等により保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障がいのある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、伊勢原養護学校への新規設置を強く要望します。

<措置状況>（教育局）

スクールバスについては、平成25年度は特別支援学校5校に計5台を増車し、うち1台を伊勢原養護学校へ配置する予定です。

（要望事項）

(6) 簡易水道事業に係る支援について（清川村）

県営水道の給水を受けることができない地域の多くは水源地となっており、市町村及び組合が簡易水道事業を運営し、飲料水を供給しておりますが、小規模な事業者が多く、維持管理費用が増大しているとともに専門的な知識を持つ職員も少ないため、運営に苦慮しています。

簡易水道を運営している事業者では、円滑な事業運営を行うため、「神奈川県水道協会」を組織し、事務局を神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課が行い、水道事業運営の知識向上等に努めておりますが、県の行政改革に基づく、「県が主体的に関与する任意団体の見直し」により、事務局が事業者へ移行されつつあります。事務局移行による事務量の増大は、協会のみならず事業運営にも大きな影響があります。

住民が安心して生活するために、飲料水は必要不可欠であり、安定した簡易水道事業を運営するため、県の財政支援及び人的支援を要望します。

<措置状況>（保健福祉局）

水道事業（簡易水道事業を含む。）は市町村の自治事務であり、水道法において、水道事業者の認可制、原則市町村営の水道事業経営及び水道事業者の給水義務等が定められております。また、地方交付税法による地方財政措置も行われており、御要望の点について、財政状況の厳しい県において制度化することは困難ですが、水道法に基づく許認可業務及び国庫補助金業務に関する情報提供及び助言等を引き続き行ってまいります。

6 水源地域要望

（要望事項）

(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（水源地域）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組んでまいりましたが、本来の森林としての機能が活用されるためには、経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進すること。

<措置状況>（環境農政局）

治山施設は、保安林がもつ公益的機能が損なわれないために設置する施設であります。そのため、施設整備には保安林に指定されている必要があります。

このため、御要望箇所については、愛川町と協力しながら、保安林の状況や保安林の指定状況等を勘査しながら検討してまいります。

（要望事項）

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的と同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成すること。

<措置状況>（環境農政局）

林業形成促進事業や水源環境保全・再生施策など森林の保全・整備に係る事業等については、それぞれ事業目的や財源等が異なっていることから、国や県では仕組みや補助率などに様々な違いを設けております。そのため、理解しにくい面が生じておりますが、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

なお、県が実施する「水源の森林づくり事業」や市町村が実施する「地域水源林整備事業」においては、県や市町村が所有者に代わって森林整備を行う「整備協定」などの公的管理手法と、森林所有者自ら行う森林整備に対して支援する「協力協約」に加えて、平成24年度から、森林組合等が森林所有者から森林整備や管理を受託する「長期施業受委託」を新たに導入しており、森林の状況や森林所有者の意向を踏まえ、適切な手法を選択することにより、森林整備が推進されるものと考えております。

(要望事項)

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更すること。

<措置状況>（環境農政局）

水源環境保全税を活用した12の特別対策事業のうち、地域水源林整備事業を始めとする市町村交付事業については、基本的に市町村が主体的に策定する事業計画に基づき実施しているもので、市町村によりその事業規模はまちまちです。

事業計画は、市町村が財政的、人的な面を含め、総合的に実施可能であると判断の上、計画するものと考えております。

特別対策事業については、個人県民税の超過課税を財源として、水源環境の保全・再生に直接的効果がある事業に充てるとされており、職員の給与等人件費に充てることは困難であります。

しかしながら、市町村の財政的・人的負担を少しでも軽減できるよう、地域水源林整備事業など市町村交付事業のみに従事する臨時職員の賃金については、限定的に交付対象経費として認めていけるところです。

なお、交付金の支払い時期については、原則精算払としておりますが、事業の実情に応じ、概算払を希望する場合は、執行済み額の範囲内で概算払ができることとしておりますので、交付方法の変更は必要ないものと考えております。

(要望事項)

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について（水源地域）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠です。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

また、河川の環境美化を保全する事業にありますことは、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の使途とすることを引き続き要望します。

<措置状況>（環境農政局、県土整備局）

河川敷へのごみの不法投棄対策については、不法投棄などを未然に防ぐ対策と河川内の廃棄物を撤去する原状回復対策に取り組んでおります。

未然防止の対策としては、河川への車両の乗り入れを規制する車止め柵や警告看板の設置、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールを実施しております。原状回復対策としては、不法投棄された廃棄物や散乱ごみ、放置車両の撤去を実施しております。

今後も、引き続き不法投棄対策を実施し、適正な河川管理に努めてまいります。

また、河川環境を保全するための事業を水源環境保全税の使途の対象とする要望についてですが、水源環境保全税を財源とする12の特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としており、現時点では、河川区域内における不法投棄物や散乱ごみが水質に及ぼす影響については明らかにならないため、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」においては、河川区域内における廃棄物処理対策を特別対策事業として位置づけておりません。

(要望事項)

(3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて（水源地域）

現在、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村交付金等を活用して、高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに1基あたり、年間10万円で5年間分に限り、交付金の対象経費として補助していただいている。一般的に当該浄化槽の耐用年数は、約30年と言われており、その間に充分な維持管理を行わないと、本来の能力が損なわれ、現在の良好な水環境を維持することが出来なくなる恐れもあります。

現在、維持管理費の補助については、5人槽を基礎として算定しておりますが、本事業を推進している整備エリア内には、規模の大きい浄化槽の設置が必要となる、公共施設、旅館、キャンプ場が多数あり、今後、町では一般住宅の他に、こうした規模の大きい公共施設等の整備を推進する予定です。

しかし、14人槽以上の維持管理費は、一般住宅よりかなり高額であり、それに伴い浄化槽使用料も高額になるため、事業所等の整備を推進することが困難な状況にあります。

したがいまして、一般住宅・事業所及び町の費用負担軽減のためにも、維持管理費の実情について調査し、市町村と調整の上、増額について具体的な検討を進めるよう要望します。

<措置状況>（環境農政局）

維持管理費については、市町村の費用負担を軽減し、導入を促進するための例外的な措置として交付対象としてきた経緯から、助成期間の延長は困難であります。

14人槽以上の合併処理浄化槽の維持管理費について、実際に要した金額を把握し、実際の維持管理費が交付額を大きく上回っている場合には、交付金の増額の可否について、平成24年度中に方向性を示せるよう検討してまいります。